

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 K 4 — 6
- 2 案件名 行政情報サービス i J A M P 使用に関する契約
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 地内
- 4 契約期間 令和3年(2021年)4月1日 ~ 令和4年(2022年)3月31日
- 5 契約相手方  
住所 東京都中央区銀座5丁目15番8号  
社名 株式会社時事通信社
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号該当  
  
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書該当  
  
(指定理由)  
庁内のパソコンから、最新の国の施策や補助金、他自治体の事例など、業務に活用できる質の高い情報を各部署が効率的に収集でき、L G W A N 経由の配信が可能な行政情報サービスは「i J A M P (官庁速報)」のみであり、当該サービスは上記相手方のみが取り扱っているため。
7. 問合わせ先  
課名：情報政策課  
内線：2611

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 K 4 - 9 4
- 2 案件名 宝塚市統合運用業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 地内
- 4 契約期間 令和3年(2021年)4月1日 ~  
令和4年(2022年)3月31日
- 5 契約相手方  
住所 神戸市中央区東町126番地  
社名 日本電気株式会社 神戸支社
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項第 2 号該当  
  
宝塚市契約規則 第20条第 1 項ただし書該当  
  
(指定理由)  
本業務の委託対象となるのは、①情報システム、②サーバ統合化基盤システム及び③共通基盤システムの運用です。  
①情報システムは、本市のネットワークを構成するサーバ・パソコン・ネットワーク機器ですが、その運用にあたっては、既存機器の仕様や、本市特有のセキュリティ対策、ネットワーク構成及び運用に精通していることが必要です。  
②サーバ統合化基盤システム及び③共通基盤システムは、仮想化技術によってサーバ台数の削減を図る基盤、各課業務システムが共通利用するデータをとりまとめて連携するための基盤ですが、その運用にあたっては、①情報システムの機能の利用を前提としています。そのため、①情報システムの構成・運用に精通していることが必須となります。  
上記業者は、各システムの構築業者でもあり、セキュリティ強化対策のため、度重なる本市ネットワーク構成見直し作業を実施してきました。そのため、本市の既存の機器や、本市特有のセキュリティ対策、ネットワーク構成及び運用に精通しており、各システムの安定運用の維持や、万が一の障害発生時においても迅速な対応が可能であることから、上記業者と特名による業務委託契約の締結を行います。
- 7 問合わせ先  
課名：情報政策課 内線：2514

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 K 4 — 6 1
- 2 案件名 電子計算機（ACOS システム i-PX9000/S341 一式）の  
賃貸借及び保守に関する契約（再リース）
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 地内
- 4 契約期間 契約日 ～ 令和4年（2022年） 2月28日  
（履行期間） 令和3年（2021年） 4月 1日 ～  
令和4年（2022年） 2月28日
- 5 契約相手方  
住所 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号  
社名 株式会社J E C C

### 6 指定理由 （根拠）

地方自治法施行令 第167条の2第1項 2 号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書該当

#### （指定理由）

本案件については、上記相手方と令和2年4月1日から令和3年3月31日までの再リース契約を締結しております。

ページプリンタを除く A c o s システムに関しては別システムへの移行が完了していますが、ページプリンタに関しては令和4年2月28日での機器更新を予定していることから、延長して現行機器を使用する必要があるため、引き続き上記相手方を指定した再リース契約が必要です。

以上のことから、上記事業者と特名随意契約による再リース契約を締結するものです。

### 7. 問い合わせ先

課名：情報政策課

内線：2514

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 K 4 — 5 3
- 2 案件名 ファイルサーバ機器保守業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 地内
- 4 契約期間 契約締結日 ～  
令和3年（2021年）6月30日
- 5 契約相手方  
住所 神戸市中央区東町126番地  
社名 日本電気株式会社 神戸支社

### 6 指定理由 (根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書該当

#### (指定理由)

本保守業務の対象となるファイルサーバは、市の業務運用に必須の機器であり、次期ファイルサーバが導入されるまで、常に安定した運用が必要となります。当該機器を、常に正確かつ安全に運用できる事業者は、機器導入事業者として当該機器の仕様、動作環境に精通している上記契約相手方の他にありません。

以上の理由により、上記契約相手方と特名による業務委託契約の締結を行います。

### 7. 問い合わせ先

課名：情報政策課

内線：2514

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 K 4 — 6 6
- 2 案件名 宝塚市グループウェア機器等の賃貸借（再リース）
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 地内
- 4 契約期間 契約日 ～ 令和4年（2022年） 3月31日  
（履行期間） 令和3年（2021年） 4月 1日 ～  
令和4年（2022年） 3月31日
- 5 契約相手方  
住所： 大阪府大阪市北区梅田1丁目8番17号  
社名： 三菱電機クレジット株式会社関西支店
- 6 指定理由  
（根拠）  
地方自治法施行令 第167条の2第1項 2 号該当  
  
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書該当  
  
（指定理由）  
本案件については、上記契約相手方との再リース契約期間が令和3年3月31日をもって満了しますが、次期グループウェアの導入まで現行機器を使用する必要があります。  
以上のことから、上記相手方と特名随意契約による再リース契約を締結するものです。
7. 問合わせ先  
課名：情報政策課 内線：2514

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 K 4 — 1 3 1
- 2 案件名 セグメント分離機器等の保守延長業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 地内
- 4 契約期間 契約締結日 ～  
令和4年（2022年）3月31日
- 5 契約相手方  
住所 神戸市中央区東町126番地  
社名 日本電気株式会社 神戸支社

### 6 指定理由 (根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書該当

#### (指定理由)

本保守業務の対象となるセグメント分離機器等は、市のネットワークを利用するために必須の機器であり、常に安定した運用が必要となります。

当該機器を、常に正確かつ安全に運用できる事業者は、機器導入事業者として当該機器の仕様、動作環境に精通している上記契約相手方の他にありません。

以上の理由により、上記契約相手方と特名による業務委託契約の締結を行います。

### 7. 問い合わせ先

課名：情報政策課

内線：2514

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 K 4 — 3
- 2 案件名 宝塚市情報ネットワーク機器保守業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 外 地内
- 4 契約期間 契約締結日 ～  
令和4年（2022年）3月31日
- 5 契約相手方  
住所 神戸市中央区東町126番地  
社名 日本電気株式会社 神戸支社

### 6 指定理由 (根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書該当

#### (指定理由)

本保守業務の対象となるネットワーク機器は、市のネットワークを利用するために必須の機器であり、常に安定した運用が必要となります。

当該機器を、常に正確かつ安全に運用できる事業者は、機器導入事業者として当該機器の仕様、動作環境に精通している上記契約相手方の他にありません。

以上の理由により、上記契約相手方と特名による業務委託契約の締結を行います。

### 7. 問い合わせ先

課名：情報政策課

内線：2514

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 K 4 — 1 3 2
- 2 案件名 LGWAN 接続系 RDS サーバの保守延長業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 地内
- 4 契約期間 契約締結日 ～  
令和4年（2022年）1月31日
- 5 契約相手方  
住所 神戸市中央区東町126番地  
社名 NECフィールドディング株式会社 関西支社 神戸支店

### 6 指定理由 (根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書該当

#### (指定理由)

本保守業務の対象となる LGWAN 接続系 RDS サーバは、市のネットワークを利用するために必須の機器であり、常に安定した運用が必要となります。

当該機器を、常に正確かつ安全に運用できる事業者は、機器導入事業者として当該機器の仕様、動作環境に精通している上記契約相手方の他にありません。

以上の理由により、上記契約相手方と特名による業務委託契約の締結を行います。

### 7. 問い合わせ先

課名：情報政策課

内線：2514

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 K 4 - 8 5
- 2 案件名 中間サーバーコネクタハードウェア等保守委託業務
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 地内
- 4 契約期間 令和3年(2021年)4月1日 ~  
令和4年(2022年)8月31日
- 5 契約相手方  
住所 神戸市中央区東町126番地  
社名 日本電気株式会社 神戸支社
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項第 2 号該当  
  
宝塚市契約規則 第20条第 1 項ただし書該当  
  
(指定理由)  
本案件については、上記契約相手方と平成28年4月1日から令和3年3月31日までの長期継続契約を締結しております。  
中間サーバーコネクタに関しては令和4年8月31日での機器更新を予定していることから、延長して現行機器を使用する必要があるため、引き続き上記相手方を指定した長期継続契約が必要です。  
以上のことから、上記事業者と特名による長期継続契約を締結するものです。
- 7 問合わせ先  
課名：情報政策課 内線：2514

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 K 4 — 7 4
- 2 案件名 宝塚市サーバ統合化基盤の賃貸借及び保守に関する契約（再リース）
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 地内
- 4 契約期間 契約日 ～ 令和4年（2022年） 3月31日  
（履行期間） 令和3年（2021年） 4月 1日 ～  
令和4年（2022年） 3月31日
- 5 契約相手方  
住所： 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号  
社名： 株式会社J E C C
- 6 指定理由  
（根拠）  
地方自治法施行令 第167条の2第1項 2 号該当  
  
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書該当  
  
（指定理由）  
本案件については、上記契約相手方とのリース契約期間が令和3年3月31日をもって満了しますが、次期サーバ統合化基盤の導入まで現行機器を使用する必要があります。  
以上のことから、上記相手方と特名随意契約による再リース契約を締結するものです。
7. 問合わせ先  
課名：情報政策課 内線：2514

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 K 4 - 8 6
- 2 案件名 中間サーバーコネクタ運用保守業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 地内
- 4 契約期間 令和3年(2021年)4月1日 ~  
令和4年(2022年)8月31日
- 5 契約相手方  
住所 神戸市中央区東町126番地  
社名 日本電気株式会社 神戸支社
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項第 2 号該当  
宝塚市契約規則 第20条第 1 項ただし書該当  
  
(指定理由)  
本案件については、上記契約相手方と平成29年4月1日から令和3年3月31日までの長期継続契約を締結しております。  
中間サーバーコネクタに関しては令和4年8月31日での機器更新を予定していることから、延長して現行機器を使用する必要があるため、引き続き上記相手方を指定した長期継続契約が必要です。  
以上のことから、上記事業者と特名による長期継続契約を締結するものです。
- 7 問合わせ先  
課名：情報政策課 内線：2514

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 Z 1 3 - 1
- 2 案件名 統一的基準に基づく公会計システム保守業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町地内
- 4 履行期間 令和3年(2021年)4月1日 ~  
令和5年(2023年)3月31日
- 5 契約相手方  
住所：神戸市中央区東町126番地  
社名：日本電気(株)

### 6 指定理由 (根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号該当  
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

### (指定理由)

平成28年度に導入した公会計ソフト「P P P ver5」とそれを稼働するための情報処理システム機器(ノートパソコン)については有償保守契約を締結しており、令和2年度末を以て現契約は期間満了する。

今回契約を更新するにあたり特名随意契約をする理由として、当該情報処理システム機器は庁内ネットワークに接続する設定を当該業者が行っており、仮にシステムが破損した場合は、業者へ送付し修理の上、返却、その後に再度庁内ネットワークに接続する設定をする必要があり、庁内ネットワークにも精通しかつ「P P P ver5」を取り扱える業者は当該業者しかいないため、令和3年度においても継続して指定する。

### 7 問合わせ先

課名：財政課

内線： 2014

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 Z 1 3 - 2
- 2 案件名 統一的基準に基づく財務書類等作成業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町地内
- 4 履行期間 令和3年(2021年)4月23日 ~  
令和4年(2022年)3月31日
- 5 契約相手方  
住所：大阪府中央区南久宝寺4丁目1番2号 7階  
社名：菅原正明公認会計士・税理士事務所

### 6 指定理由 (根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号該当  
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

### (指定理由)

統一的基準に基づく財務書類等の作成に関しては、総務省の基準に基づき作成するものです。

この基準に基づく判断とは、細部まで明確に示されているものではなく、逸脱できない基準はあるものの、判断の余地があるルールとなっています。この判断によっては、財務書類の数値に影響を与えることも多いうえに、この判断は、数値上の判断だけではなく、過去からの経緯を踏まえて判断すべきことも多々あります。

また、当該委託においては市の財務書類にかかる顧問業務が含まれており、議会、監査、市民等からの質疑に対し専門家の立場として意見をもらう業務も包括されており、こちらについても過去からの経緯を踏まえた判断も重要となります。

以上2点の理由により当該業務委託には継続性が重要であることから、当該業者を指定します。

### 7 問い合わせ先

課名：財政課

内線： 2014

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 K 1 2 - 1 0
- 2 案 件 名 市税収納事務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町外 地内
- 4 契約期間 令和3年(2021年) 4月 1日～  
令和4年(2022年) 3月31日
- 5 契約相手方  
住 所： 東京都文京区本郷3丁目33番5号  
社 名： 三菱UFJニコス株式会社
- 6 指 定 理 由  
(根拠) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 該当  
宝塚市契約規則第20条第1項 ただし書 該当

### (指 定 理 由)

市税のコンビニエンスストアでの納付を可能とするための市税収納事務委託は、業務の性質上、収納の事務を適切かつ確実に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有する事業者を選定することが必要であり、なおかつデータ処理において庁内ネットワーク環境や税基幹システムとの適合性が求められます。

上記事業者と本市は、平成18年度より毎年契約を締結しており、実績は良好なものとなっています。また、税基幹システムの開発、改修の際には当該事業者とのデータ連携を前提として構築を行っていることから、仮に事業者が交代した場合、システムの改修およびテスト費用が発生することが想定されます。さらに、事業者の移行期間については、新旧事業者と2重に契約することが必要となり、その間、契約費用が2重で生じることとなります。

以上より、業務遂行能力の信頼性と、事業者交代に伴う費用発生を鑑み、上記事業者と特名随意契約を締結します。

- 7 問 合 せ 先  
課 名： 市税収納課 内線： 2 4 3 2

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 K 3 - 8
- 2 案件名 市広報板管理業務委託
- 3 案件場所 宝塚市 市内一円 地内
- 4 契約期間 令和 3 年 (2021 年) 4 月 1 日から令和 4 年 (2022 年) 3 月 31 日まで
- 5 契約相手方
  - (1) 住所 宝塚市小浜 2 丁目 1 - 1
  - (2) 社名 公益社団法人宝塚市シルバー人材センター
- 6 指定理由等
  - (1) 根拠

地方自治法施行令 第 1 6 7 条の 2 第 1 項 3 号該当  
宝塚市契約規則 第 2 0 条 1 項 ただし書 該当
  - (2) 指定理由

ア 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 3 号に該当する団体である。  
イ 上記センターは多くの会員を擁しているため、短期間で市全域にわたる広報板の管理にかかる業務を遂行するのに適正である。また、市民で構成されているため、市内の状況に精通している。
- 7 問合わせ先  
広報課 (内線 : 2 0 3 1)

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 K 3—1 0
- 2 案件名 情報発信サービスの使用に関する契約
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 地内
- 4 契約期間 令和 3 年（2021 年）4 月 1 日 ～令和 4 年（2022 年）3 月 31 日
- 5 契約相手方  
住所 神戸市中央区東町 1 2 6 番地  
社名 日本電気株式会社 神戸支社

6 指定理由  
(根拠)

地方自治法施行令 第 1 6 7 条の 2 第 1 項 2 号該当

宝塚市契約規則 第 2 0 条第 1 項 ただし書該当

(指定理由)

本サービスは、様々な市政情報をメールマガジンの形で配信するための、メールマガジン及び配信希望者を管理するものです。平成 18 年 4 月に契約、同年 6 月から運用を開始しています。多数の市民が配信登録を行っており、当市の重要な情報発信ツールとなっています。

サービスは順調に運用されている上、サービス提供レベルも当市の求める水準に達しており、切れ目なく同水準以上のサービスを提供しうる事業者が想定できないことから、令和 3 年度も継続して上記相手方の提供するサービスを利用します。

7 問合わせ先

課名：広報課

内線：2 0 3 2

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号      S K 2 - 2
- 2 案件名          市民活動促進支援事業委託
- 3 案件場所      宝塚市市内一円地内
- 4 契約期間      令和3年（2021年）4月1日～令和4年（2022年）3月31日
- 5 契約相手方  
住所：宝塚市栄町2丁目1番1号  
  
社名：特定非営利活動法人 宝塚NPOセンター
- 6 指定理由  
（根拠）  
地方自治法施行令    第167条の2第1項第2号該当  
  
宝塚市契約規則      第20条第1項ただし書該当  
  
（指定理由）  
本市は、協働のまちづくりのために市内にNPO法人設立の促進を図ることを重要な施策と位置付けている。宝塚NPOセンターは、平成10年4月に市内で唯一のNPO法人に対する中間支援組織として設立された。同NPOセンターは、これまで市内における非営利の公益活動を行う団体の法人化に向けた相談業務や支援事業を行うとともに、既に設立されたNPO法人に対しては、継続的・効率的な運営が図れるよう経営相談等の活動を行っており、その実績は、市内外で高く評価されている。市内にはNPO法人に対する中間支援組織は当該団体以外にはないこと、また、「宝塚市みんなのまちづくり協議会ポータルサイト」を同NPOセンターが作成しており、システム等を熟知し、効率的な運営が可能であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき随意契約を締結する。
- 7 問合わせ先  
課名：市民協働推進課    内線：2028

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 R 3 宝窓委－ 1 0
- 2 案件名 令和 3 年度国民年金システム税制改正対応等改修業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 外 地内
- 4 契約期間 契約締結日から令和 3 年（2021 年）7 月 31 日まで
- 5 契約相手方  
住所：神戸市中央区東町 1 2 6 番地  
社名：日本電気株式会社 神戸支社
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第 1 6 7 条の 2 第 1 項 2号該当  
宝塚市契約規則 第 2 0 条第 1 項 ただし書 該当  
  
(指定理由)  
本業務は既に導入済の国民年金システムに対する改修であり、本業務は同システムの著作権を保有する日本電気株式会社以外では対応できないため、上記相手方を指名するものです。
7. 問い合わせ先  
課名：窓口サービス課 内線：2 4 9 4

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 R 3 宝窓使－1
- 2 案件名 令和3年度「手続きガイド」サービス利用に係る使用契約
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 外 地内
- 4 契約期間 契約日から令和4年（2022年）3月31日
- 5 契約相手方  
住所：東京都渋谷区千駄ヶ谷1－2－3 INIビル2階  
社名：株式会社グラファ－
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項2号該当  
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当  
  
(指定理由)  
本サービスは既に本市の「おくやみ手続き案内コーナー」で稼働している手続きガイドの内容変更も含むサービス利用料であり、同システムの著作権を保有する株式会社以外グラファ－以外では対応できないため。
7. 問合わせ先  
課名：窓口サービス課 内線：2682

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 総賃－22
- 2 案件名 文書管理システムサービス利用契約
- 3 案件場所 宝塚市東洋町外 地内
- 4 契約期間 令和3年(2021年) 4月 1日～  
令和3年(2021年) 12月31日
- 5 契約相手方  
住所： 大阪市北区大深町3番1号  
社名： 富士電機(株)関西支社
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号該当  
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当  
  
(指定理由)  
この契約は、平成26年5月から文書管理のために使用しているシステムのサービス利用に関するものであり、本システムには、過去に本市が起案、決裁、保存した公文書のデータが多数含まれています。  
現在、このシステムを含めた内部基幹系システムの更新作業を行っているところであり、新たなシステムの稼働を2022年1月に予定しているため、新たなシステムの本格稼働までの間は、従前のシステムを利用する必要があるため、システム提供者である上記の契約相手方を指定して契約することとします。
7. 問合わせ先  
課名：総務部行政管理室総務課 内線：2038

特名随意契約の理由書

- 1 案件名 例規執務サポートシステム使用許諾契約
- 2 案件場所 総務部行政管理室総務課
- 3 契約期間 令和3年(2021年)4月1日 ～ 令和4年(2022年)3月31日
- 4 契約相手方  
住 所： 大阪府中央区谷町三丁目1番9号  
社 名： 株式会社ぎょうせい関西支社

5 指定理由

(根拠) 地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書該当

(指定理由)

本契約の相手方は、法制執務等の知識を有し、改正例規だけによる例規集データベースの整備が可能であること、本市における例規集の整備（加除）の実績が豊富であることが求められる。これらの条件を満たし、本市が仕様として要求する、例規改め文自動生成機能を有するシステムを提供できる業者は、株式会社ぎょうせいと他1社しか存在しない。

現在稼働中のデータベースは、現時点での例規内容のみならず、改正等の内容も含め過去各時点での例規内容で構成されており、それぞれの内容は株式会社ぎょうせいの例規執務サポートシステムの仕様に合わせ作成している。

特に、改正等の内容を含む過去各時点での例規内容は、法制執務上不可欠なデータであり、他社システムを導入して当該データを不備なく搭載するには、相当の費用及び検証が必要となることを見込まれる。

以上のことから、本契約の相手方として、株式会社ぎょうせいを指定することとする。

6 問合せ先

課 名： 総務部行政管理室総務課

内 線： 2057

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 総委－3
- 2 案件名 宝塚市例規集（データベース）更新データ作成業務委託契約
- 3 案件場所 例規集データベースのサーバが存する場所又は宝塚市東洋町地内
- 4 契約期間 令和3年(2021年)4月1日 ～ 令和4年(2022年)3月31日
- 5 契約相手方

住 所： 大阪府中央区谷町三丁目1番9号

社 名： 株式会社ぎょうせい関西支社

### 6 指定理由

(根拠) 地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書該当

(指定理由)

- (1) 現在、例規集初期データは、(株)ぎょうせいの例規執務サポートシステム仕様で作成しており、他の業者が当該業務を行うためには、その業者のシステムに適応させるために当該初期データを修正するために膨大な作業時間を要すること。
- (2) 株式会社ぎょうせいは、法制執務等の知識を有し、改正例規だけによる例規集データベースの整備が可能であり、本市職員の負担を軽減し、また職員に異動等があってもデータベースの正確性が確保されること。
- (3) 株式会社ぎょうせいは、昭和32年の初版例規集発行から例規集を整備しており、本市における法制上の取扱いを熟知していること。

### 7 問合せ先

課 名： 総務部行政管理室総務課

内 線： 2057

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 総委－４８
- 2 案件名 市庁舎非常用発電機保守管理業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 地内
- 4 契約期間 令和３年（２０２１年）４月１日 ～ 令和４年（２０２２年）３月３１日
- 5 契約相手方  
住所：兵庫県尼崎市潮江１丁目３番３０号（KDIビル３階）  
社名：ヤンマーエネルギーシステム株式会社 大阪支社
- 6 指定理由  
（根拠）  
地方自治法施行令 第１６７条の２第１項  ２ 号該当  
  
宝塚市契約規則 第２０条第１項ただし書該当  
  
（指定理由）  
市庁舎非常用発電機の保守管理にあたっては、緊急時に部品の調達が迅速にできることや装置の内容を熟知していること、機器の状況等を把握しながら適切な部品交換、保全ができることが必要です。  
当該機器はヤンマーエネルギーシステム株式会社の製品であり、同社が製品の保守管理を行っており、上記の対応が可能な者は同社しかいないことから、同社に保守管理を委託するものです。
7. 問い合わせ先  
課名：管財課 内線：2061

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 総委-19
- 2 案件名 市庁舎消防用設備等保守点検業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 地内
- 4 契約期間 令和3年(2021年)4月1日 ~ 令和4年(2022年)3月31日
- 5 契約相手方 ホーチキ株式会社関西支店  
東大阪市水走3丁目6番41号

### 6 指定理由

(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号該当  
宝塚市契約規則 第20条1項ただし書該当

(指定理由)

市庁舎の自火報設備は複雑かつ規模が大きく本市独自仕様となっている。本件業務を適正、円滑に遂行するためには、設備や機器の状態に精通していることが必要である。ホーチキ(株)は、本市消防設備の施工業者であり、上記条件を唯一満たしている事業者であると考えられることから、当該事業者と特名随意契約を締結する。

### 7 問合わせ先

課名：管財課

内線：2061

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 総賃 8
- 2 案件名 宝塚市共用車両（小型貨物車）賃貸借及び保守（再リース）
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 地内
- 4 賃貸借期間 令和 3 年(2021 年)4 月 1 日 から 令和 4 年(2022 年)2 月 28 日 まで
- 5 契約相手方  
住所：大阪市淀川区宮原四丁目 5 番 36 号  
社名：池田泉州オートリース株式会社
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第 167 条の 2 第 1 項 第 2 号該当  
  
宝塚市契約規則 第 20 条第 1 項 ただし書 該当  
  
(指定理由)  
本件賃貸借物件は、本市が令和 3 年(2021 年)3 月 31 日まで賃借しているものであるが、車両の不具合や損傷もなく、状態もよいため、新規に賃貸借契約を締結するよりも、現行の賃借の継続をする方が合理的であると判断したため。
- 7 問合わせ先  
課名：管財課 内線：2062

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 総賃 11-1
- 2 案件名 宝塚市共用車両（小型乗用車）賃貸借及び保守（再リース）
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 地内
- 4 賃貸借期間 令和3年(2021年)4月1日 から 令和4年(2022年)2月28日 まで
- 5 契約相手方  
住所：大阪市淀川区宮原四丁目5番36号  
社名：池田泉州オートリース株式会社
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号該当  
  
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当  
  
(指定理由)  
本件賃貸借物件は、本市が令和3年(2021年)3月31日まで賃借しているものであるが、車両の不具合や損傷もなく、状態もよいため、新規に賃貸借契約を締結するよりも、現行の賃借の継続をする方が合理的であると判断したため。
- 7 問合わせ先  
課名：管財課 内線：2062

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 総賃 21
- 2 案件名 宝塚市共用車両（電気自動車）賃貸借及び保守（再リース）
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 地内
- 4 賃貸借期間 令和3年(2021年)4月1日 から 令和4年(2022年)2月26日 まで
- 5 契約相手方  
住所：大阪市淀川区宮原四丁目5番36号  
社名：池田泉州オートリース株式会社
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号該当  
  
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当  
  
(指定理由)  
本件賃貸借物件は、本市が令和3年(2021年)3月26日まで賃借しているものであるが、車両の不具合や損傷もなく、状態もよいため、新規に賃貸借契約を締結するよりも、現行の賃借の継続をする方が合理的であると判断したため。
- 7 問合わせ先  
課名：管財課 内線：2062

## 特名随意契約の理由書

1. 案件番号 総賃－18
2. 案件名 宝塚市人事・給与関係業務システム賃貸借契約
3. 案件場所 宝塚市東洋町地内
4. 契約期間 契約日 ～ 令和4年(2022年)3月31日まで  
履行期間 令和3年(2021年)4月1日 から 令和4年(2022年)3月31日
5. 契約相手方 住所:大阪市中央区谷町3丁目1番9号  
(本社 東京都江東区新木場一丁目18番11号)  
社名:株式会社 ぎょうせい
6. 指定理由 (根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号該当  
宝塚市契約規則 第20条 1項 ただし書 該当  
  
(指定理由)  
人事給与システムについては令和4年度から新システムの導入が決定しており、令和3年度についてはすでにリース期間を終えて再リースにより安価な保守料のみで契約更新することができるため、現行システムを継続して利用することが最も合理的と判断されますので、現行システムの契約相手方である上記事業者と特名随意契約を締結するものです。
7. 問合わせ先 課名 : 給与労務課 内線:2078

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 総委—76
- 2 案件名 セクシュアルマイノリティ電話相談業務
- 3 案件場所 兵庫県宝塚市中野町4-1-1
- 4 契約期間 令和3年(2021年)4月1日 ~  
令和4年(2022年)3月31日
- 5 契約相手方  
住所：兵庫県宝塚市中野町4-1-1  
社名：特定非営利活動法人 女性と子どものエンパワメント関西
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項2号該当  
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

### (指定理由)

セクシュアルマイノリティ電話相談では、性自認や性的指向など性に関する悩みをはじめ、それに付随する人間関係や職場についてなど幅広い相談を受けています。相談者に年齢制限はなく、当事者本人、家族、友人、教員など誰でも相談できるようにしています。

セクシュアルマイノリティの相談は、長い期間をかけて信頼関係を築きながら相談に対応する必要性があり、本市のセクシュアルマイノリティ電話相談業務も開始から受託し、相談者の方との信頼関係が築かれている当該団体と契約するものです。

### 7. 問合わせ先

課名：人権男女共同参画課 内線：2421

## 特命随意契約の理由書

- 1 案件番号 P 3 - 1 3
- 2 案件名 山本新池公園外維持管理業務委託
- 3 案件場所 宝塚市山本東3丁目外 地内
- 4 委託期間 令和3年(2021年)4月1日～令和4年(2022年)3月31日
- 5 契約相手方  
住所 宝塚市山本東2丁目1番1号  
社名 宝塚山本ガーデン・クリエイティブ株式会社

6 指定理由  
(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書き該当

(指定理由)

当該委託は、広く市民に憩いの場を提供する公園を管理するとともに、英国庭園の技法の修得及び、伝統ある山本の植木技術伝承を目的として開園した山本新池公園の維持管理業務であります。

当該会社は、宝塚市と山本地区の地元住民が一体となって設立され、植木産地としての多岐にわたる専門業者の技術を結集し、植木産業の振興と地域活性化を図るための会社であり、当該公園の開設主旨である地場産業の活性化に密に関与する会社であります。

同社が新池公園を維持管理することにより、同社が保有する英国式庭園のしつらえや樹木管理のノウハウを活用して、あいあいパークと一体となった新池公園の景観を維持するために、特命随意契約を行います。

7 問合わせ先

課名：公園河川課

内線：2285

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 ー
- 2 案件名 物品売買（花壇花苗）
- 3 案件場所 宝塚市 安倉北1丁目 地内  
安倉フラワーガーデン内
- 4 契約期間 契約日から  
令和3年（2021年） 6月4日まで
- 5 契約相手方 住所：宝塚市山本東2丁目2番1号  
社名：宝塚山本ガーデン・クリエイティブ株式会社
- 6 指定理由  
(根拠) 地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当（宝塚市契約規則  
第20条第1項ただし書該当）  
  
(指定理由) 本件は、市内一円にある地域緑化モデル地区指定団体が管理する公共花壇に配布する花苗として一括購入するものです。本市の公共花壇の管理については、半年間まちを彩り続ける良質な花苗を安定的に供給することが求められていると共に、この事業を通じて、本市の地場産業の育成及び園芸技術の向上を図る必要があります。  
当該業者は宝塚市と3地区の専門業者が植木産業の振興と地域活性化を目的として設立された業者であり、花卉園芸に卓越した技術力・経験を有し、花苗販売のみではなく、市内のボランティア団体、企業、学校等に講習会の実施など積極的に園芸技術の普及に努めており、市民の園芸技術向上にも大きく寄与しています。  
よって、市内の緑化団体へ配布する良質な花苗の安定供給を図ることができると共に、花苗を通じて花壇づくりの学習支援や緑化啓発事業の普及促進による市内緑化団体の育成、園芸技術の向上、市民緑化意識の醸成を図ることができることから、地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号の規定により当該業者と特名随意契約を締結するものです。
- 7 問い合わせ先 宝塚市 公園河川課（内線 2297）

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号      K F 3 - 4
- 2 案件名          長尾山トンネル自家用電気工作物保安業務（電気主任技術者）委託
- 3 案件場所      宝塚市 切畑字長尾山 地内
- 4 契約期間          令和3（2021年）年4月1日 ～ 令和4（2022年）年3月31日
- 5 契約相手方  
    住所：      西宮市伏原町6-30  
    社名：      一般財団法人 関西電気保安協会

6 指定理由  
（根拠）

地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号該当

宝塚市契約規則 第20条 第1項ただし書き該当

（指定理由）

当該業務は、電気事業法に基づき自家用電気工作物の保安管理に必要な有資格者（電気主任技術者）を同法第43条第2項による外部委託によって受配電施設の保安管理を行うものである。

当該業者は、上記規定による電気の保安体制の確立と運用を円滑にするための機関として設立された法人であり、当該契約の目的、内容に照らして、当該業務に相応する資力、信用、技術、経験を有する当該業者でのみ施工可能な内容となっていることから、上記業者との契約をするものです。

7 問い合わせ先

課名   ： 道路管理課  
連絡先： 0797-71-1141

## 特名随意契約の理由書

1 案件番号 T7-2

2 案件名 宝塚市屋外広告物管理システム保守業務委託

3 案件場所 宝塚市東洋町地内

4 契約期間 令和3年(2021年)4月1日 ~  
令和4年(2022年)3月31日

5 契約相手方

住所： 神戸市中央区磯上通4-1-6

社名： 株式会社 パスコ 神戸支店

6 指定理由

(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号該当

宝塚市契約規則 第20条第 1項ただし書き該当

(指定理由)

本保守サービスを受ける屋外広告物管理システムは、平成27年度に屋外広告物管理システム導入業務委託で整備したもので、兵庫県屋外広告物条例に適合するよう構築したものであります。

当システムの運用に際しては、株式会社パスコが、本市の使用形態に対応できるよう仕様を変更を加えて納入しており、そのシステムにも株式会社パスコの著作権が及びます。

以上のことから、当該システムの保守等メンテナンスを行える者は、これを構築した株式会社パスコだけであり、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定等により当該業者へ委託をするものであります。

7 問い合わせ先

課名：都市計画課

内線：2392

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 T 7 - 3
- 2 案 件 名 宝塚市立地適正化計画外策定業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町外 地内
- 4 契約期間 契約日 ～ 令和4年（2022年）3月31日
- 5 契約相手方 住所： 大阪府中央区今橋3丁目1番7号 日本生命今橋ビル  
社名： 株式会社地域計画建築研究所 大阪事務所
- 6 指定理由 (根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項 2 号該当  
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当  
  
(指定理由)  
令和元年度（2019年度）から令和3年度（2021年度）の3年間をかけて「都市計画マスタープラン」の見直し及び「立地適正化計画」の策定作業を進めており、継続・一貫した支援業務が必要である。  
したがって、本件業務を受託できるのは令和元年度（2019年度）から令和2年度（2020年度）の受託者である上記の業者をおいてほかに無い。
- 7 問合わせ先 課名：都市計画課 内線：2394

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号           TKS2-1
  
- 2 案件名             宝塚市建築確認情報MAPシステム維持管理業務委託
  
- 3 案件場所          宝塚市東洋町地内
  
- 4 契約期間          令和3年(2021年)4月1日 ～ 令和4年(2022年)3月31日
  
- 5 契約相手方  
    住所：   神戸市中央区播磨町2-1-1号  
    社名：   株式会社さくらケーシーエス
  
- 6 指定理由  
    (根拠)  
    地方自治法施行令   第167条の2第1項第2号   該当  
  
    宝塚市契約規則    第20条第1項ただし書    該当  
  
    (指定理由)  
    当契約にかかるシステムは、建築確認業務のため導入されたものであり、  
    今後もこのシステムを継続して使用するためには、十分な維持管理を行うと  
    ともに、障害発生時の迅速な対応が求められます。  
    当該システムは株式会社さくらケーシーエスが開発したものであり、他者  
    では維持管理ができないことから、上記相手方と維持管理契約をします。
  
- 7 問合わせ先  
    課名：建築指導課      内線：2363

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 E 1 - 1
- 2 案件名 営繕積算システムR I B C 2賃貸借
- 3 案件場所 宝塚市東洋町外地内
- 4 契約期間 令和3年(2021年) 4月 1日 ~  
令和4年(2022年) 3月31日
- 5 契約相手方  
住所：東京都港区西新橋3-25-33  
社名：一般財団法人 建築コスト管理システム研究所
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号該当  
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書該当  
(指定理由)  
「営繕積算システムR I B C 2」は、公共建築工事の積算業務の合理化・省力化を図るため、「営繕積算システム等開発利用協議会」(旧建設省、都道府県及び政令指定都市で構成)にて開発された「営繕積算システムR I B C」の後継システムである。同システムは上記相手方が開発したものであり、賃貸借及びサポートについても上記相手方のみが行っているため、随意契約を締結するものである。
7. 問合わせ先  
課名：建築営繕課 内線：2350

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 地福一1
- 2 案件名 生活支援コーディネーター事業委託
- 3 案件場所 宝塚市市内一円地内
- 4 契約期間 令和3年(2021年)4月1日 ～ 令和4年(2022年)3月31日
- 5 契約相手方  
住所：宝塚市安倉西2-1-1  
社名：社会福祉法人 宝塚市社会福祉協議会
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項\_\_2\_\_号該当  
宝塚市契約規則 第20条1項ただし書該当

### (指定理由)

当事業について国が示すガイドラインにおいては、地域における助け合いや生活支援・介護予防サービスの提供実績のある者、または中間支援を行う団体等であって、地域でコーディネート機能を適切に担うことができ、市民活動への理解があり、多様な理念をもつ地域のサービス提供主体と連絡調整できることが望ましいとされている。

上記事業者は、全市域においてコミュニティづくりに取り組んでいる唯一の団体であり、市地域福祉計画においても当該社会福祉協議会をその担い手として位置付けており、地域のさまざまな団体、社会資源と多くのネットワークを有している。宝塚市全域でこれらのコーディネートを行うことができる団体は外にない。

平成27年度の事業開始から上記の理由により当事業を受託し、平成28、29年に市域全体の協議体（第1層協議体）を立ち上げ、全市域における地域ごとの協議体（第2層協議体）の立ち上げに取り掛かっている。また、住民コーディネーターの養成を行ってきたことが、令和2年度におけるくらしのパートナーとしての活動開始につながっている。

よって、当事業を最も円滑に実施できると判断される上記事業者へ委託を行うこととする。

- 7 問合わせ先  
課名：地域福祉課 内線：2567

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 障委－2
- 2 案件名 宝塚市<sup>がい</sup>障害者自立生活支援事業委託
- 3 案件場所 宝塚市安倉西2丁目外地内
- 4 契約期間 令和3年（2021年）4月 1日から  
令和4年（2022年）3月31日まで
- 5 契約相手方 住所：宝塚市安倉西2丁目1番1号  
社名：社会福祉法人宝塚市社会福祉協議会

6 指定理由  
(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号該当

宝塚市契約規則 第20条第2項 4号該当

(指定理由)

本委託業務は、<sup>がい</sup>障害者等の自立、社会参加及び社会復帰のための支援等を行う自立生活支援事業を委託するものである。

なお、本委託業務は、平成29年度まで相談支援業務及び虐待防止センター業務を合わせて委託していたものであるが、同様の委託を行っている他事業所との整合性を図るため分割し、別途委託している。

その他、ピアカウンセリングに関する業務、日中の<sup>がい</sup>障害者の居場所確保に関する業務などに係る、旧地域活動支援センター業務については、<sup>がい</sup>障害者等の日中の活動の場として市が市総合福祉センター内に整備したセンター業務を拡充したものであり、当該施設内に事務所を置く上記の相談支援事業所と一体的に運営することが効率的であることから、上記法人に委託する。

- 7 問合わせ先 課名：<sup>がい</sup>障害福祉課 内線：2540

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 障賃 - 5
- 2 案件名 障害福祉業務総合支援ソフト賃貸借契約
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 地内
- 4 契約期間 令和3年(2021年)4月1日から  
令和4年(2022年)3月31日まで
- 5 契約相手方 住所：福岡県大野城市川久保3丁目1番23号  
社名：株式会社 ニック
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号該当  
  
宝塚市契約規則 第20条1項 ただし書 該当  
  
(指定理由)  
(1) 上記ソフトウェアは、支払業務を委託している国民健康保険連合会からのデータを活用し請求審査を行うため、導入にあたり既存システムの大改修を行う必要が無く、早期かつ安定的に稼働できる。  
(2) (1)に該当するソフトウェアを取り扱っている事業者が、上記契約相手以外にない。
- 7 問合わせ先 課名：障<sup>がい</sup>碍福祉課 内線：2540

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 障委－9
- 2 案件名 宝塚市<sup>がい</sup>障害者就労支援事業委託
- 3 案件場所 宝塚市売布東の町外地内
- 4 契約期間 令和3年（2021年）4月 1日 から  
令和4年（2022年）3月31日 まで
- 5 契約相手方 住所：宝塚市安倉西3丁目1番5号  
社名：社会福祉法人宝塚さざんか福祉会
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号該当  
  
宝塚市契約規則 第20条第2項 4号該当  
  
(指定理由)  
本委託事業は、<sup>がい</sup>障害者からの就業相談等に応じるものである。  
本市が<sup>がい</sup>障害者の就労支援事業を開始した平成17年度に受託者を選定したところ、社会福祉法人宝塚さざんか福祉会が平成6年度から平成17年度まで知的障害者授産施設で職域開発指導員を配置し、<sup>がい</sup>知的障害者の就労を支援し、多数の<sup>がい</sup>障害者を就労させてきた実績があり、職場定着に係る相談など当該業務に係る専門知識、技術及び豊富な経験を有すると認められたため、当該事業の受託者とした。  
就労支援事業は、就職に向けた準備、就職活動、職場定着、離職後の再支援など一人の<sup>がい</sup>障害者の方へより深く丁寧にかかわる必要があることや身体障害、<sup>がい</sup>知的障害、<sup>がい</sup>精神障害、<sup>がい</sup>発達障害などの<sup>がい</sup>障害特性を理解し、それぞれに適した支援が求められる。また、ハローワークや企業とも密に連携し、信頼関係を築くことが、就労支援を円滑に実施するうえで必要不可欠である。  
このような条件を満たしている事業者は該当法人以外にいないため、当該法人を特名随意契約の相手方とする。
- 7 問合わせ先 課名：<sup>がい</sup>障害福祉課 内線：2540

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 障委－ 1 2
- 2 案件名 宝塚市相談支援等事業委託
- 3 案件場所 宝塚市口谷東 3 丁目外地内
- 4 契約期間 令和 3 年（ 2 0 2 1 年） 4 月 1 日から  
令和 4 年（ 2 0 2 2 年） 3 月 3 1 日まで
- 5 契約相手方 住所：宝塚市安倉西 3 丁目 1 番 5 号  
社名：社会福祉法人 宝塚さざんか福祉会

6 指定理由  
(根拠)

地方自治法施行令 第 1 6 7 条の 2 第 1 項  2  号該当

宝塚市契約規則 第 2 0 条第 2 項  4  号該当

(指定理由)

本委託業務は、障害者等からの相談に応じる障害者相談支援事業及び障害者虐待に関する通報等を受理する障害者虐待防止センターが行う業務を委託するものである。

障害者相談支援事業については、障害者総合支援法による地域生活支援事業の市町村必須事業であり、常勤の相談支援専門員が配置されている指定特定相談支援事業者等への委託が可能とされている。

本市においては、障害のある人等からの相談に応じるとともに情報の提供や援助を行い、自立した社会生活を支援するため、市内 7 地区に設置する事業所に相談支援事業を委託することとしており、常勤の相談支援専門員が配置されている法人は限られているため、上記法人へ委託する。

障害者虐待防止センターが行う業務については、日常的に障害のある人等からの相談に応じる相談支援事業と一体的に行うことが障害者虐待への対応を効果的に行うことができるため、併せて委託する。

- 7 問合わせ先 課名：障害福祉課 内線： 2 5 4 0

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 障委－ 1 3
- 2 案件名 宝塚市相談支援等事業委託
- 3 案件場所 宝塚市逆瀬川 1 丁目外地内
- 4 契約期間 令和 3 年（ 2 0 2 1 年） 4 月 1 日から  
令和 4 年（ 2 0 2 2 年） 3 月 3 1 日まで
- 5 契約相手方 住所：宝塚市玉瀬字田畠 1 0 番地  
社名：社会福祉法人 希望の家

6 指定理由  
(根拠)

地方自治法施行令 第 1 6 7 条の 2 第 1 項  2  号該当

宝塚市契約規則 第 2 0 条第 2 項  4  号該当

(指定理由)

本委託業務は、障害者等からの相談に応じる障害者相談支援事業及び障害者虐待に関する通報等を受理する障害者虐待防止センターが行う業務を委託するものである。

障害者相談支援事業については、障害者総合支援法による地域生活支援事業の市町村必須事業であり、常勤の相談支援専門員が配置されている指定特定相談支援事業者等への委託が可能とされている。

本市においては、障害のある人等からの相談に応じるとともに情報の提供や援助を行い、自立した社会生活を支援するため、市内 7 地区に設置する事業所に相談支援事業を委託することとしており、常勤の相談支援専門員が配置されている法人は限られているため、上記法人へ委託する。

障害者虐待防止センターが行う業務については、日常的に障害のある人等からの相談に応じる相談支援事業と一体的に行うことが障害者虐待への対応を効果的に行うことができるため、併せて委託する。

- 7 問合わせ先 課名：障害福祉課 内線： 2 5 4 0

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 障委－25
- 2 案件名 宝塚市相談支援等事業委託
- 3 案件場所 宝塚市御殿山2丁目外地内
- 4 契約期間 令和3年（2021年）4月 1日から  
令和4年（2022年）3月31日まで
- 5 契約相手方 住所：宝塚市小浜4丁目5番6号  
社名：一般社団法人 宝塚市保健福祉サービス公社
- 6 指定理由  
（根拠）

地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号該当

宝塚市契約規則 第20条第2項 4号該当

（指定理由）

本委託業務は、障害<sup>がい</sup>者等からの相談に応じる障害者相談支援事業及び障害者虐待に関する通報等を受理する障害者虐待防止センターが行う業務を委託するものである。

障害者相談支援事業については、障害者総合支援法による地域生活支援事業の市町村必須事業であり、常勤の相談支援専門員が配置されている指定特定相談支援事業者等への委託が可能とされている。

本市においては、障害<sup>がい</sup>のある人等からの相談に応じるとともに情報の提供や援助を行い、自立した社会生活を支援するため、市内7地区に設置する事業所に相談支援事業を委託することとしており、常勤の相談支援専門員が配置されている法人は限られているため、上記法人へ委託する。

障害者虐待防止センターが行う業務については、日常的に障害<sup>がい</sup>のある人等からの相談に応じる相談支援事業と一体的に行うことが障害者虐待への対応を効果的に行うことができるため、併せて委託する。

- 7 問合わせ先 課名：障害<sup>がい</sup>福祉課 内線：2540

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 障委－26
- 2 案件名 宝塚市相談支援等事業委託
- 3 案件場所 宝塚市切畑字長尾山外地内
- 4 契約期間 令和3年（2021年）4月 1日から  
令和4年（2022年）3月31日まで
- 5 契約相手方 住所：静岡県浜松市中区住吉2丁目12番12号  
社名：社会福祉法人 聖隷福祉事業団
- 6 指定理由  
（根拠）  
地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号該当  
  
宝塚市契約規則 第20条第2項 4号該当  
  
（指定理由）  
本委託業務は、障害者等からの相談に応じる障害者相談支援事業及び障害者虐待に関する通報等を受理する障害者虐待防止センターが行う業務を委託するものである。  
障害者相談支援事業については、障害者総合支援法による地域生活支援事業の市町村必須事業であり、常勤の相談支援専門員が配置されている指定特定相談支援事業者等への委託が可能とされている。  
本市においては、障害のある人等からの相談に応じるとともに情報の提供や援助を行い、自立した社会生活を支援するため、市内7地区に設置する事業所に相談支援事業を委託することとしており、常勤の相談支援専門員が配置されている法人は限られているため、上記法人へ委託する。  
障害者虐待防止センターが行う業務については、日常的に障害のある人等からの相談に応じる相談支援事業と一体的に行うことが障害者虐待への対応を効果的に行うことができるため、併せて委託する。
- 7 問合わせ先 課名：障害福祉課 内線：2540

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 障委－27
- 2 案件名 宝塚市相談支援等事業委託
- 3 案件場所 宝塚市安倉西2丁目外地内
- 4 契約期間 令和3年（2021年）4月 1日から  
令和4年（2022年）3月31日まで
- 5 契約相手方 住所：宝塚市安倉西2丁目1番1号  
社名：社会福祉法人 宝塚市社会福祉協議会

6 指定理由  
(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号該当

宝塚市契約規則 第20条第2項 4号該当

(指定理由)

本委託業務は、障害<sup>がい</sup>者等からの相談に応じる障害者相談支援事業及び障害者虐待に関する通報等を受理する障害者虐待防止センターが行う業務を委託するものである。

障害者相談支援事業については、障害者総合支援法による地域生活支援事業の市町村必須事業であり、常勤の相談支援専門員が配置されている指定特定相談支援事業者等への委託が可能とされている。

本市においては、障害<sup>がい</sup>のある人等からの相談に応じるとともに情報の提供や援助を行い、自立した社会生活を支援するため、市内7地区に設置する事業所に相談支援事業を委託することとしており、常勤の相談支援専門員が配置されている法人は限られているため、上記法人へ委託する。

障害者虐待防止センターが行う業務については、日常的に障害<sup>がい</sup>のある人等からの相談に応じる相談支援事業と一体的に行うことが障害<sup>がい</sup>者虐待への対応を効果的に行うことができるため、併せて委託する。

- 7 問合わせ先 課名：障害<sup>がい</sup>福祉課 内線：2540

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 障委－32
- 2 案件名 宝塚市相談支援等事業委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町外地内
- 4 契約期間 令和3年（2021年）4月 1日から  
令和4年（2022年）3月31日まで
- 5 契約相手方 住所：西宮市山口町下山口1650番地26  
社名：社会福祉法人 阪神福祉事業団

6 指定理由  
(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号該当

宝塚市契約規則 第20条第2項 4号該当

(指定理由)

本委託業務は、障害<sup>がい</sup>者等からの相談に応じる障害者相談支援事業及び障害者虐待に関する通報等を受理する障害者虐待防止センターが行う業務を委託するものである。

障害者相談支援事業については、障害者総合支援法による地域生活支援事業の市町村必須事業であり、常勤の相談支援専門員が配置されている指定特定相談支援事業者等への委託が可能とされている。

本市においては、障害<sup>がい</sup>のある人等からの相談に応じるとともに情報の提供や援助を行い、自立した社会生活を支援するため、市内7地区に設置する事業所に相談支援事業を委託することとしており、常勤の相談支援専門員が配置されている法人は限られているため、上記法人へ委託する。

障害者虐待防止センターが行う業務については、日常的に障害<sup>がい</sup>のある人等からの相談に応じる相談支援事業と一体的に行うことが障害者虐待への対応を効果的に行うことができるため、併せて委託する。

- 7 問合わせ先 課名：障害<sup>がい</sup>福祉課 内線：2540

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 障委－33
- 2 案件名 宝塚市相談支援等事業委託
- 3 案件場所 宝塚市玉瀬字田畑外地内
- 4 契約期間 令和3年（2021年）4月 1日から  
令和4年（2022年）3月31日まで
- 5 契約相手方 住所：宝塚市玉瀬字田畑10番地  
社名：社会福祉法人 希望の家

6 指定理由  
(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号該当

宝塚市契約規則 第20条第2項 4号該当

(指定理由)

本委託業務は、障害者等からの相談に応じる障害者相談支援事業及び障害者虐待に関する通報等を受理する障害者虐待防止センターが行う業務を委託するものである。

障害者相談支援事業については、障害者総合支援法による地域生活支援事業の市町村必須事業であり、常勤の相談支援専門員が配置されている指定特定相談支援事業者等への委託が可能とされている。

本市においては、障害のある人等からの相談に応じるとともに情報の提供や援助を行い、自立した社会生活を支援するため、市内7地区に設置する事業所に相談支援事業を委託することとしており、常勤の相談支援専門員が配置されている法人は限られているため、上記法人へ委託する。

障害者虐待防止センターが行う業務については、日常的に障害のある人等からの相談に応じる相談支援事業と一体的に行うことが障害者虐待への対応を効果的に行うことができるため、併せて委託する。

- 7 問合わせ先 課名：障害福祉課 内線：2540

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 障委－15
- 2 案件名 宝塚市手話通訳者及び手話奉仕員養成講座事業委託
- 3 案件場所 宝塚市市内一円 地内
- 4 契約期間 令和3年（2021年）4月 1日から  
令和4年（2022年）3月31日から
- 5 契約相手方 住所：宝塚市小林2丁目8番16号 リジュール宝塚701  
社名：宝塚市手話通訳者養成講座運営委員会
- 6 指定理由  
(根拠) 地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号該当  
宝塚市契約規則 第20条第2項第4号該当

### (指定理由)

障害者総合支援法に規定する市町村の地域生活支援事業として手話通訳者及び手話奉仕員養成講座を実施するが、当該事業においては、契約相手方に運営に係る事務を委任しており、この案件における責任の所在は市にあるものである。契約相手方を指定する理由は以下のとおり。

・上記運営委員会は、障害<sup>がい</sup>者団体である宝塚ろうあ協会、宝塚市手話サークル連絡会を母体とし、委託業務の履行に必要な専門知識、技術及び豊富な経験を有しており、質の高い事業運営が期待できる。

・上記運営委員会にこの事業を委託することにより、母体である市内障害<sup>がい</sup>者団体を育成し、福祉の増進を図ることが期待できる。

・上記運営委員会は、この契約の受託者としての実績が優秀である。

※市内で委託できるのは上記運営委員会だけであり、各市とも地元のろうあ協会が活躍している。(兵庫県に委託し講師を派遣した場合は、講師代が2倍以上必要である。)

- 7 問い合わせ先 課名：障害<sup>がい</sup>福祉課 内線：2540

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 障委－29
- 2 案件名 障害福祉システム令和3年度税制改正対応改修業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町地内
- 4 契約期間 令和3年(2021年) 4月 1日から  
令和3年(2021年) 11月30日まで
- 5 契約相手方 住所：神戸市中央区東川崎町1丁目7番4号  
社名：富士通Japan株式会社 兵庫支社
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項 2 号該当  
  
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当  
  
(指定理由)  
① 上記業者は、対象物件(障害福祉システム「MCWEL」のハードウェア・ソフトウェア)のメーカーであり、かつ、そのソフトウェアの著作権者であるが、著作権の関係で他の業者がソフトウェアを改修することが不可能である。
- 7 問合わせ先 課名：障害福祉課 内線：2540

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 健高－4
- 2 案件名 宝塚市介護ファミリーサポートセンター事業運営委託
- 3 案件場所 宝塚市小浜4丁目地内
- 4 契約期間 令和3年(2021年)4月1日 ～ 令和4年(2022年)3月31日
- 5 契約相手方  
住所：宝塚市小浜4－5－6  
社名：一般財団法人 宝塚市保健福祉サービス公社
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項\_\_2\_\_号該当  
  
宝塚市契約規則 第20条1項第2項第4号該当  
  
(指定理由)  
上記事業者は、平成12年度から介護ファミリーサポートセンター事業を受託している。令和3年1月末現在、会員数は599名となりニーズの絶えない中、それら会員に対し、さまざまなニーズに対応したコーディネートを行い、安定したサービスを提供している。  
また、平成11年度から育児ファミリーサポートセンター事業も受託しており、乳幼児から高齢者までの有償サービスの統合を図っていることなどから、その蓄積したノウハウを活用して、効率的で円滑な事業運営を行える団体は上記事業者以外にない。
- 7 問合わせ先  
課名：高齢福祉課 内線：2152

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 健高－5
- 2 案件名 宝塚市シルバーハウジング等生活援助員派遣事業委託
- 3 案件場所 宝塚市泉町外 7カ所地内
- 4 契約期間 令和3年(2021年)4月1日 ～ 令和4年(2022年)3月31日
- 5 契約相手方  
住所：宝塚市小浜4－5－6  
社名：一般財団法人 宝塚市保健福祉サービス公社
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号該当  
  
宝塚市契約規則 第20条1項第2項第4号該当  
  
(指定理由)  
当該事業は、老人デイサービス事業を実施している社会福祉法人等に委託し実施することとされており、平成8年に市内で最初のシルバーハウジングが池ノ島第2住宅内に設置された際に、その住宅内に合築されたデイサービスセンターの事業運営を上記事業者が受託し、同建物内に設置された当該事業の緊急通報監視装置監視等を効果的に実施することのできる上記事業者が当該事業を併せて受託した。  
当該事業は、事業開始当初から今日に至るまで上記事業者により円滑に事業が実施されており、同建物内で事業運営を行う事業者以外に委託することは効率的でないため、当該事業の受託団体は上記事業者以外にない。
- 7 問合わせ先  
課名：高齢福祉課 内線：2152

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 健高－6
- 2 案件名 ミニデイサービス等支援事業委託
- 3 案件場所 宝塚市市内一円 地内
- 4 契約期間 令和3年(2021年)4月1日 ～ 令和4年(2022年)3月31日
- 5 契約相手方  
住所：宝塚市安倉西2－1－1  
社名：社会福祉法人 宝塚市社会福祉協議会
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項2号該当  
宝塚市契約規則 第20条2項第4号該当  
  
(指定理由)  
上記事業者は、地域福祉活動の推進と、福祉コミュニティづくりを担う団体であり、地域のボランティア活動の支援に関するノウハウと経験を有していることから、平成17年度まで当事業の前身である「地域介護予防事業」を確実に実施してきた。以後も引き続き当事業を実施し、ミニデイサービスの支援と併せ、ふれあいいいきいきサロンの運営支援を行っており、同事業を実施できる団体は他にないことから、令和3年度においても上記事業者へ委託することとする。
- 7 問合わせ先  
課名：高齢福祉課 内線：2532

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件名      ①小林地域包括支援センター運営業務委託      (健高-21)  
                 ②逆瀬川地域包括支援センター運営業務委託      (健高-22)  
                 ③御殿山地域包括支援センター運営業務委託      (健高-23)  
                 ④小浜地域包括支援センター運営業務委託      (健高-24)  
                 ⑤長尾地域包括支援センター運営業務委託      (健高-25)  
                 ⑥花屋敷地域包括支援センター運営業務委託      (健高-26)  
                 ⑦西谷地域包括支援センター運営業務委託      (健高-27)
- 2 案件場所      宝塚市市内一円地内
- 3 契約期間      令和3年(2021年) 4月 1日～令和4年(2022年) 3月31日
- 4 契約相手方
  - (1) (健高-21)  
住所：宝塚市安倉西2丁目1番1号  
社名：社会福祉法人 宝塚市社会福祉協議会
  - (2) (健高-22・26)  
住所：静岡県浜松市中区元城町218番地26  
社名：社会福祉法人 聖隷福祉事業団
  - (3) (健高-23・24)  
住所：宝塚市小浜4丁目5番6号  
社名：一般財団法人 宝塚市保健福祉サービス公社
  - (4) (健高-25)  
住所：豊中市寺内1丁目1番10号  
社名：社会福祉法人 愛和会
  - (5) (健高-27)  
住所：宝塚市大原野南穴虫1番地の253  
社名：社会福祉法人 宝成会
- 5 指定理由  
(根拠) 介護保険法第115条の46および47  
         地方自治法施行令第167条の2第1項第2号  
         宝塚市契約規則第20条第2項第4号  
  
(指定理由)  
         地域包括支援センターの運営に関する業務は、介護保険法施行規則第140条の67第1項の規定により、包括的支援事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施する法人に委託することができるとされ、上記の委託先法人については、その規定を満たしているものである。  
         また、介護保険法では、当事業の運営を委託する場合、委託先法人について、市が設置する「地域包括支援センター運営協議会」の意見聴取を経て決定することとされており、前年度に引き続き各法人に委託することについては、当該協議会からも異議はないものである。
6. 問合わせ先  
         課名：高齢福祉課      内線：2166

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 健高一 3
- 2 案件名 宝塚市緊急通報体制整備業務委託
- 3 案件場所 宝塚市市内一円地内
- 4 契約期間 令和3年(2021年)4月 1日 から  
令和4年(2022年)3月31日 まで

5 契約相手方

住所：宝塚市安倉西2丁目1番1号

社名：社会福祉法人 宝塚市社会福祉協議会

6 指定理由

(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号該当

宝塚市契約規則 第20条第2項第4号該当

(指定理由)

宝塚市緊急通報システム事業は、緊急通報装置を利用者対象者宅に設置し、緊急時の対応を行うと同時に、民生委員や福祉協力員等による地域の見守り体制を確立しようとするものであるため、本業務の契約相手先としては、従前から地域福祉に貢献し、民生委員とのつながりも深い上記業者しかない。

7 問い合わせ先

課名：高齢福祉課 内線：2532

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 宝介保第67号
- 2 案件名 令和3年度介護保険制度改正対応システム改修業務委託  
(令和3年8月改正分)
- 3 案件場所 宝塚市東洋町地内
- 4 契約期間 契約の日から令和3年(2021年)12月31日
- 5 契約相手方  
住所： 神戸市中央区東川崎町1-7-4  
社名： 富士通 Japan 株式会社 兵庫支社
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号該当  
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当  
  
(指定理由)  
現在稼働している介護保険システムの開発、導入及び介護保険制度改正対応システム改修業務については、上記業者が行っており、同システムや現在稼働している機器を熟知していることから、効率的かつ適正に当該システムの改修を実施することができる。また、同業者以外のものが、システム改修を行った場合、責任体制が不明確になり、著しく支障を生じるおそれがあるため。
- 7 問合わせ先  
担当：介護保険課 内線：2613

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 宝介保第1511号
- 2 案件名 介護保険指定機関等管理システム賃貸借
- 3 案件場所 宝塚市東洋町地内
- 4 契約期間 令和3年(2021年)4月1日 から  
令和4年(2022年)3月31日 まで
- 5 契約相手方  
住所： 東京都大田区蒲田 5-37-1  
社名： ニッセイ情報テクノロジー株式会社

### 6 指定理由 (根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項 2 号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

#### (指定理由)

本介護保険指定機関等管理システムは、指定権限が市にある介護サービス事業所の新規指定、指定更新、指定変更、休廃止等の情報管理業務を行うものです。

兵庫県の介護保険所管部署並びに介護報酬給付業務を委託している兵庫県国民健康保険連合会が本システムを導入しており、介護サービス事業者情報の連携を行うことができるのは本システムのみであるため、システム提供事業者である上記相手方と特名随意契約を行うものです。

### 7. 問合わせ先

課名： 介護保険課 内線： 2151

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 健せ支委一 1
- 2 案件名 宝塚市生活困窮者自立相談支援事業業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町外地内
- 4 契約期間 令和3年(2021年)4月1日 ~  
令和4年(2022年)3月31日
- 5 契約相手方  
住所：宝塚市安倉西2丁目1番1号  
社名：社会福祉法人 宝塚市社会福祉協議会

### 6 指定理由 (根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書号該当

#### (指定理由)

本事業は、生活困窮者等からの相談に応じ支援を行うものであるが、生活困窮者等の自立支援については、社会福祉士である相談支援員の知識と経験を生かし、生活困窮者に寄り添った包括的な支援を継続的に行うことが必要である。

契約相手方である社会福祉法人宝塚市社会福祉協議会(以下、「市社協」という。)は、社会福祉法第109条に定められた法人であり、本事業開始以前より、民生委員を中心とした地域の支援者との連携によって、生活に何らかの課題を抱えている生活困窮者等の相談及び支援に取り組んでいる団体である。

また、市域7地区全てに地区センターを設け、地域福祉の推進におけるネットワークを既に構築しており、本事業により配置される相談支援員は、このネットワークを最大限に活用して支援を行っている。

さらに、生活困窮者への支援は長期に亘り継続するケースが多く、生活困窮者に対する個別的、継続的な支援にあたり、行政機関や関係団体との連携が不可欠である。

本事業を推進するにあたり、相談支援員に必要とされる専門的知識、技術及び経験、そして地域資源を活かすことができる団体は市社協以外にはないため特名随意契約とする。

### 7 問い合わせ先

課名：せいかつ支援課

内線：2565

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 健せ支委－2
- 2 案件名 宝塚市就労準備支援事業  
及び生活困窮者自立相談支援事業（就労支援員）
- 3 案件場所 宝塚市全域
- 4 契約期間 令和3年（2021年）4月1日 ～  
令和4年（2022年）3月31日
- 5 契約相手方  
住所：宝塚市栄町2丁目1番1号 ソリオ1 3F  
社名：特定非営利活動法人 宝塚NPOセンター

### 6 指定理由 (根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当  
(競争入札に適しないもの)

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 号該当

### (指定理由)

就労準備支援事業は、生活困窮者等で日常生活や社会生活上の自立が不十分であるため、直ちに求職活動を行うことが困難で、就労意欲の喚起や一般就労に向けた基礎知識の形成に関する支援を必要とする者が対象である。

また、自立相談支援事業は、就労に向けた準備が一定以上整っている者に対して、ハローワークへの同行訪問、面接対策、就労後のフォローアップなどの支援を行うものであり、前述の就労準備支援事業と一体的に事業を実施することは、支援の連続性の観点からも円滑な事業運営を可能とする。

宝塚NPOセンター（以下、「当法人」という。）は、厚生労働省より地域若者サポートステーション事業や、兵庫県より兵庫ひきこもり相談支援センター阪神地域ブランチを受託している市内唯一の団体であり、就職困難者の支援に関する専門知識や技術及び豊富な経験を活かし、効率的・円滑な事業運営を行える団体は市内に当法人以外にはないため。

### 7 問い合わせ

課名：せいかつ支援課

内線：2565

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 健せ支委-3
- 2 案件名 宝塚市生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業
- 3 案件場所 宝塚市全域
- 4 契約期間 令和3年(2021年)4月1日 ~  
令和4年(2022年)3月31日
- 5 契約相手方  
住所：宝塚市安倉西3丁目1番5号  
社名：社会福祉法人 希望の家
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当  
宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書号該当

### (指定理由)

本委託業務は、「貧困の連鎖防止」の観点から、生活困窮世帯及び生活保護世帯の小中学生等に対する学習支援や居場所づくり、及び保護者への学習の重要性についての理解の促進等の支援を行うものである。

契約相手方である社会福祉法人希望の家は、従来から小学生を対象に事業所内の学習室を利用して学習サポート事業を行っており、本事業の実施によって小学生から中学生まで継続した学習支援及び学習の場の提供が可能となる。

また、対人関係が苦手であったり、遠方に住んでいる等の理由により参加が困難な場合には、家庭訪問による支援を実施している。さらに、学習に際し配慮を要する児童・生徒に対しても、当法人の障害福祉施設運営における経験を活かし、きめ細かい対応ができるなど、参加希望の児童・生徒のニーズに応じている。結果として、事業開始後、高校進学率は100%を維持しており、事業の継続性及び対象児童・生徒への安定的・継続的な支援を鑑み、当法人を契約相手方として指定するもの。

### 7 問合わせ先

課名：せいかつ支援課

内線：2565

## 特名随意契約の理由書

1 案件番号 障委一 8

2 案件名 宝塚市視覚<sup>がい</sup>障害者生活訓練事業委託

3 履行場所 宝塚市市内一円 地内

4 履行期間 令和3年(2021年)4月1日から  
令和4年(2022年)3月31日まで

5 契約相手方

住所：大阪市鶴見区今津中2丁目4番37号

社名：社会福祉法人 日本ライトハウス

6 指定理由

(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号該当

宝塚市契約規則 第20条第2項 4号該当

(指定理由)

- ① 上記法人は、80年を超える歴史を有し、視覚<sup>がい</sup>障害者の福祉を目的とする社会福祉法人では草分け的な団体であり、視覚<sup>がい</sup>障害者のリハビリテーション等に関し、専門知識、技術及び豊富な経験を有すること。
- ② この契約の目的である生活訓練事業と同様の事業を実施している社会福祉法人が見当たらないこと。
- ③ 上記法人は、この契約の受託者として、これまでの成績が優秀であること。

7 問合わせ先

課名：障害<sup>がい</sup>福祉課 内線： 2541

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 子保委ー124
- 2 案件名 宝塚市保育業務システム保守業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 地内
- 4 契約期間 契約日～令和4年(2022年)3月31日

5 契約相手方

住所：大阪府大阪市中央区瓦町1-4-8  
社名：株式会社アイネス 関西支社

6 指定理由

(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項 2 号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)

当該委託業務は、現在本市が使用している保育業務システムの保守業務です。当該システムは上記相手方のパッケージシステムであり、そのシステムの保守については、著作権上、上記相手方しか作業することができないため、現在の保育業務システムを構築した当該事業者と特名随意契約を締結します。

7. 問合わせ先

課名： 保育事業課

内線：2552

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 子支委-1
- 2 案件名 宝塚市 24 時間電話家庭児童相談業務委託
- 3 案件場所 宝塚市御殿山 地内
- 4 契約期間 令和 3 年 (2021 年) 4 月 1 日 ~  
令和 4 年 (2022 年) 3 月 31 日
- 5 契約相手方  
住所： 西宮市小松西町 2 丁目 6 番 3 0 号  
社名： 社会福祉法人 三光事業団
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第 1 6 7 条の 2 第 1 項 2 号該当  
宝塚市契約規則 第 2 0 条第 1 項 ただし書 該当  
(指定理由)  
本業務では、18 歳未満の子どもを取りまく、家庭問題や子育ての悩みなどを相談員が受け、困っていることについて一緒に解決の方法を考えるとともに、必要に応じて宝塚市と連携し、相談者およびその家庭の支援を行う。  
当該法人は宝塚市で児童養護施設を運営しており、宝塚市の地域性や地域の雰囲気も理解している。加えてその職員は日々子どもと向き合っ  
て業務しており、子どもの相談や保護者からの相談に対しても寄り添っ  
た相談が可能だと考える。また相談業務に関しても相談者に助言するだ  
けにとどまらず、虐待通告等、内容に応じて宝塚市と連携を要するため、  
宝塚市内の児童養護施設が適当だと考える。  
近隣ではこれらの条件を満たし、仕様書と合致している法人は当該法  
人以外ないため、当該法人を特名随意契約の相手方とする。
7. 問い合わせ先  
課名：子育て支援課 内線：2673

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 子支委－5
- 2 案件名 児童手当システム改修業務委託（現況届レイアウト変更）
- 3 案件場所 宝塚市東洋町地内
- 4 契約期間 契約の日 ～ 令和3年（2021年）10月31日
- 5 契約相手方  
住所：神戸市中央区伊藤町111  
社名：日本事務器株式会社
- 6 指定理由  
（根拠）  
地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号該当  
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当  
  
（指定理由）  
現在使用している児童手当システム(パッケージシステム)の販売等に関する権利を有している納入業者である日本事務器(株)以外では、著作権上の理由により、今回の様式変更に対応して当該システムの改修を行うことが不可能であるため。
7. 問合わせ先  
課名：子育て支援課 内線：2548

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 子支委－7
- 2 案件名 児童手当・児童扶養手当システム改修業務委託（共通基盤連携）
- 3 案件場所 宝塚市東洋町地内
- 4 契約期間 契約締結日から令和3年（2021年）10月31日まで
- 5 契約相手方  
住所：神戸市中央区伊藤町111（神戸商工中金ビル6F）  
社名：日本事務器株式会社
- 6 指定理由  
（根拠）  
地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号該当  
  
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当  
  
（指定理由）  
現在使用している児童手当システム、児童扶養手当システム（パッケージ）の販売等に関する権利を有している納入業者である日本事務器(株)以外では、著作権上の理由により、今回の税法改正等に対応して当該システムの改修を行うことが不可能であるため。
- 7 問合わせ先  
課名：子育て支援課 内線：2548

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 子支委－8
- 2 案件名 児童手当システム改修業務委託（サーバ統合化）
- 3 案件場所 宝塚市東洋町地内
- 4 契約期間 契約締結日から令和4年（2022年）3月31日まで
- 5 契約相手方  
住所：神戸市中央区伊藤町111（神戸商工中金ビル6F）  
社名：日本事務器株式会社
- 6 指定理由  
（根拠）  
地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号該当  
  
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当  
  
（指定理由）  
現在使用している児童手当システム(パッケージシステム)の販売等に関する権利を有している納入業者である日本事務器(株)以外では、著作権上の理由により、今回の様式変更に対応して当該システムの改修を行うことが不可能であるため。
- 7 問合わせ先  
課名：子育て支援課 内線：2548

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 子支委－10
- 2 案件名 児童扶養手当システム改修業務委託（所得計算に係る控除改正）
- 3 案件場所 宝塚市東洋町地内
- 4 契約期間 契約締結日から令和4年（2022年）1月31日まで
- 5 契約相手方  
住所：神戸市中央区伊藤町111（神戸商工中金ビル6F）  
社名：日本事務器株式会社
- 6 指定理由  
（根拠）  
地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号該当  
  
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当  
  
（指定理由）  
現在使用している児童扶養手当システム(パッケージシステム)の販売等に関する権利を有している納入業者である日本事務器(株)以外では、著作権上の理由により、今回の法改正に対応して当該システムの改修を行うことが不可能であるため。
- 7 問合わせ先  
課名：子育て支援課 内線：2548

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 子支委－1 1
- 2 案件名 児童扶養手当システム改修業務委託（障害年金併給見直し）
- 3 案件場所 宝塚市東洋町地内
- 4 契約期間 契約締結日から令和4年（2022年）1月31日まで
- 5 契約相手方  
住所：神戸市中央区伊藤町 111（神戸商工中金ビル 6 F）  
社名：日本事務器株式会社
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号該当  
  
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当  
  
(指定理由)  
現在使用している児童扶養手当システム（パッケージシステム）の販売等に関する権利を有している納入業者である日本事務器(株)以外では、著作権上の理由により、今回の法改正に対応して当該システムの改修を行うことが不可能であるため。
- 7 問合わせ先  
課名：子育て支援課 内線：2548

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 子支委－1 2
- 2 案件名 児童扶養手当システム改修業務委託（公的年金）
- 3 案件場所 宝塚市東洋町地内
- 4 契約期間 契約締結日から令和3年（2021年）10月31日まで
- 5 契約相手方  
住所：神戸市中央区伊藤町 111（神戸商工中金ビル 6 F）  
社名：日本事務器株式会社
- 6 指定理由  
（根拠）  
地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号該当  
  
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当  
  
（指定理由）  
現在使用している児童扶養手当システム（パッケージシステム）の販売等に関する権利を有している納入業者である日本事務器(株)以外では、著作権上の理由により、今回の法令改正等に対応して当該システムの改修を行うことが不可能であるため。
- 7 問合わせ先  
課名：子育て支援課 内線：2548

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 子支委－13
- 2 案件名 児童扶養手当システム改修業務委託（外部連携用データ）
- 3 案件場所 宝塚市東洋町地内
- 4 契約期間 契約締結日から令和4年（2022年）3月31日まで
- 5 契約相手方  
住所：神戸市中央区伊藤町111（神戸商工中金ビル6F）  
社名：日本事務器株式会社
- 6 指定理由  
（根拠）  
地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号該当  
  
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当  
  
（指定理由）  
現在使用している児童扶養手当システム(パッケージシステム)の販売等に関する権利を有している納入業者である日本事務器(株)以外では、著作権上の理由により、今回の様式変更に対応して当該システムの改修を行うことが不可能であるため。
- 7 問合わせ先  
課名：子育て支援課 内線：2548

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 子支委－1 4
- 2 案件名 宝塚市ひとり親家庭生活学習支援事業業務委託
- 3 案件場所 宝塚市逆瀬川一丁目 外 地内
- 4 契約期間 契約締結日～令和4年（2022年）3月31日
- 5 契約相手方  
住所：大阪府大阪市中央区南本町三丁目6番14号  
社名：株式会社トライグループ

### 6 指定理由

（根拠）

地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

（指定理由）

本業務は、個別指導による学習習慣の定着をはかり、高校進学を後押しするのみならず、ひとり親家庭の養育や生活に対する支援を行うことも目的としています。本業務実施にあたり、豊富な情報・経験・知識を有し業務遂行能力に優れた受託事業者を選定するため、プロポーザル方式を採用しました。

令和元年に受託事業者を求めるプロポーザルを公募にて行った結果、応募のあった2業者のうち本市が求めている基準を満たしており、提案内容も当業務を行うのに相応しく優秀であると認められたことから、地方自治法施行令第167条の2第1項2号の規定により、令和元年度に上記事業者と特名随意契約を行いました。

なお、プロポーザル結果は令和元年度から令和3年度末まで有効としており、令和2年度以降の契約は、前年度の業務内容を審査し、問題がないと判断された場合、当該年度の予算成立後毎年度4月に契約を締結するとしています。

以上のことについて、月例報告等により令和2年度の事業内容に問題がないことから、本年度も引き続き特名随意契約にて同事業者と契約締結するものとしします。

### 7. 問い合わせ先

課名：子育て支援課

内線：2548

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 子支委－16
- 2 案件名 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金システム  
(ひとり親世帯分) 導入業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町地内
- 4 契約期間 契約の日 ～ 令和4年(2022年)3月31日
- 5 契約相手方  
住所：神戸市中央区伊藤町111  
社名：日本事務器株式会社
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号該当  
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当  
  
(指定理由)  
低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の支給事務を迅速に行うには児童扶養手当の情報を活用したシステムが必要であるが、現在使用している児童扶養手当システム(パッケージ提供)の販売等に関する権利を有している納入業者である上記事業者以外では、著作権上の理由により、今回のシステム導入に際し児童扶養手当システムの情報を活用することができないため。
7. 問合わせ先  
課名：子育て支援課 内線：2548

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 子セ委-1
- 2 案件名 宝塚市ファミリーサポートセンター事業運営委託
- 3 案件場所 宝塚市売布東の町地内
- 4 契約期間 令和3年(2021年) 4月 1日 ~  
令和4年(2022年) 3月 31日
- 5 契約相手方  
住所： 宝塚市小浜4丁目5番6号  
社名： 一般財団法人 宝塚市保健福祉サービス公社
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項2号該当  
  
宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書該当  
  
(指定理由)  
依頼会員及び提供会員ともに増加し、令和3年2月末現在約1,970人が会員として登録している。核家族やひとり親世帯の増加に伴い、依頼会員からの要望は、年々複雑化し続けていることから、丁寧できめ細やかな対応がより重要になってきている。ファミリーサポートセンター事業は、事業立ち上げ当初の平成11年度から、上記事業者に委託しており、会員に対し、研修会や交流会等を実施するなど、会員の資質向上に努めるとともに、要支援家庭に対しては、子ども家庭支援センター等関係機関や同事業者内の専門職と連携を図り、様々なニーズに対応したコーディネートを行うなど、利用者に安定したサービスを提供している。  
上記事業者は、これまでの実績を踏まえ、安定した事業の継続実施が望め、リスクマネジメントや事業の特性に精通し、豊富なノウハウを活用して効率的で円滑な事業運営を行うことができる唯一の事業者である。
- 7 問合わせ先  
課名：子ども家庭支援センター ( 85-3862 )

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 子セ委-2
- 2 案件名 きらきら子育てメール管理業務委託
- 3 案件場所 宝塚市売布東の町地内
- 4 契約期間 令和3年(2021年) 4月 1日 ~  
令和4年(2022年) 3月 31日
- 5 契約相手方  
住所： 東京都杉並区阿佐谷北5-1-5-301  
社名： 特定非営利活動法人 きずなメール・プロジェクト

6 指定理由  
(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書該当

(指定理由)

当該業務は、生年月日に基づく子どもの生育に応じた子育て支援のためのアドバイス等に加え、宝塚市からの自治体情報について、メールマガジン配信の原稿作成も含めたシステム管理業務を行うものである。

当該事業者は、子どもの育ちに関する基本情報部分のコンテンツを所有しており、メール配信にそのまま転用できる。それに加えて、他社では行われていない自治体情報と基本情報と併せて配信するノウハウを有している。

また、本業務の対象となるメールマガジンは、平成28年度に決定した当該事業者に委託し制作したものである。本メールマガジンの原稿作成及び保守管理にあたっては、引き続き当該事業者に委託することで、コンテンツを熟知している点で迅速に更新等を行うことができる。

以上のことから、当該事業者は、本市にとって効率的で円滑なメール配信のシステム管理を行うことができる最適な事業者であるため、契約を締結しようとするものである。

7 問合わせ先

課名：子ども家庭支援センター ( 85-3862 )

## 特名随意契約の理由書

1. 案件番号 子保企委－15
2. 案件名 宝塚市病児保育事業委託
3. 案件場所 宝塚市中筋2丁目地内
4. 契約期間 令和3年4月1日～令和4年3月31日
5. 契約相手方 住所：尼崎市御園町54番地 カーム尼崎2F  
社名：社会医療法人 愛仁会
6. 指定理由  
(根拠) 地方自治法施行令 第167条の2第1項2号該当  
宝塚市契約規則 第20条第2項4号該当

### (指定理由)

当該事業は、傷病回復期に至らず保育が必要な児童の保育を実施するものであり、実施にあたっては、医療機関、保育所等付設の専用スペース又は本事業のための専用施設において、看護師等及び保育士を配置しなければならない(平成27年7月17日雇児発0717第12号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)等、高い専門性が必要とされる。

また、事業収支については補助金収入を加味しても収支均衡が厳しく、上述の設備・人員等の確保の費用面を考慮すると、他事業者からの参入は難しい。

今回の契約相手である社会医療法人愛仁会は、上記場所にて専用施設(病児保育室ひまわりルーム)を設置しており、平成13年2月より宝塚市左岸地域で長期間に亘る事業実績があり、近隣住民にも広く周知され利用されている。また、当該法人では当事業専属の医療及び保育スタッフの確保ができており、これまでの経験を活かして当該事業を安全かつ効率よく運営できるため、引き続き当該法人との特名随意契約が適当と判断する。

### 7. 問合せ先

課名：保育企画課

内線：2554

## 特名随意契約の理由書

1. 案件番号 子保企委－16
2. 案件名 宝塚市病児保育事業委託
3. 案件場所 宝塚市武庫川町地内
4. 契約期間 令和3年4月1日～令和4年3月31日
5. 契約相手方 住所：宝塚市武庫川町6番22号  
社名：チャイルドクリニック サンタクルス ザ タカラヅカ
6. 指定理由  
(根拠) 地方自治法施行令 第167条の2第1項2号該当  
宝塚市契約規則 第20条第2項4号該当

### (指定理由)

当該事業は、傷病回復期に至らず保育が必要な児童の保育を実施するものであり、実施にあたっては、医療機関、保育所等付設の専用スペース又は本事業のための専用施設において、看護師等及び保育士を配置しなければならない（平成27年7月17日雇児発0717第12号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）等、高い専門性が必要とされる。

また、事業収支については補助金収入を加味しても収支均衡が厳しく、上述の設備・人員等の確保の費用面を考慮すると、他事業者の参入は難しい。

今回の契約相手であるチャイルドクリニック サンタクルス ザ タカラヅカは、同医療機関内に専用スペース（病児保育室エンジェルスマイル）を設置しており、平成26年4月より交通の便のよい立地にて事業実績があり、市内全域から利用がされている。事業開始初年度から高い稼働率を維持しており、保護者からのニーズも高い。また、当該法人では当事業専属の医療及び保育スタッフの確保ができており、これまでの経験を生かして当該事業を安全かつ効率よく運営できるため、引き続き当該法人との特名随意契約が適当と判断する。

### 7. 問合せ先

課名：保育企画課

内線：2554

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 子青委－1
- 2 案件名 宝塚市青少年育成啓発事業委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町外地内
- 4 契約期間 令和3年（2021年）4月1日 ～ 令和4年（2022年）3月31日
- 5 契約相手方  
住 所：宝塚市東洋町1番1号  
団体名：宝塚市青少年育成市民会議推進本部
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当  
  
宝塚市契約規則 第20条第2項第4号  
  
(指定理由)  
市の事業として青少年健全育成事業を実施している。  
上記の青少年育成市民会議は昭和57年に設立され、青少年の健全育成を図るため各中学校区の代表が集まり、情報交換する中で、各中学校区独自の活動を行うとともに、全市共通的な啓発・育成活動を強力に推進することを目的として創設された団体である。  
当該事業においては、契約相手方に運営を委任しており、この案件における責任の所在は市にある。  
青少年健全育成事業を、市が統一的に、また直接行うのではなく、長期期間にわたり実施してきた事業の実績と地域住民が自ら地域の実情に即して行うためのノウハウを有し、効率的に事業展開を図れる団体は、上記の推進本部以外にはない。
7. 問合わせ先  
課名：青少年課 内線：2227

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 子青委－2
- 2 案件名 放課後の子どもの居場所づくり地域スタッフ支援事業委託
- 3 案件場所 宝塚市市内一円地内
- 4 契約期間 令和3年（2021年）4月1日～令和4年（2022年）3月31日
- 5 契約相手方  
住所：宝塚市仁川台289番1  
団体名：特定非営利活動法人 放課後遊ぼう会
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当  
宝塚市契約規則 第20条第2項第4号該当  
  
(指定理由)  
放課後や週末等に小学校等の施設を利用し、地域の大人の参画と協働により、子どもの安全・安心な居場所を確保し放課後子ども教室を実施している。市の事業として、それに関わる地域のスタッフ不足や後継者の育成・資質向上等人的課題解消等、市内各校区の放課後子ども教室の開催を支援する。当該事業においては、契約相手方に運営を委任しており、この案件における責任の所在は市にあるものである。  
委託しようとしている団体は、本市の放課後子ども教室推進事業を中心的に担っている市民活動団体である。当該団体に委託することで、地域のニーズや課題に即した事業効果が期待できるとともに、市民参加条例第3条に則り、市民と行政の協働により個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を目指す基本理念に沿うものであり、その事業の目的から競争入札に適しないことから、上記団体を契約の相手方とするものである。
- 7 問合せ先 課名：青少年課 内線2228

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 子青委－3
- 2 案件名 思春期ひろば事業委託
- 3 案件場所 宝塚市売布東の町外地内
- 4 契約期間 令和3年（2021年）4月1日～令和4年（2022年）3月31日
- 5 契約相手方  
住所： 宝塚市安倉西2－1－1  
団体名：（社）宝塚市社会福祉協議会
- 6 指定理由  
（根拠）  
地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当  
  
宝塚市契約規則 第20条第2項第4号該当

（指定理由）

本事業は、不登校やひきこもりに悩む当事者や保護者が気軽に集うことができる場（ひろば）を提供し、当事者や保護者の自主性を尊重しながら地域住民が関わることができる環境を創り出していく事業である。平成21年度から国の補助を受けて事業を開始し、平成25年度途中で国の補助事業でなくなって以降も市の事業として当該団体を受託者として実施してきており、これまでの事業実施にあたっての具体的かつ実践的なノウハウの蓄積がある。当該団体としても、不登校・ひきこもりに対する事業を行っており、事業内容で類似した点が多いことから当該団体と連携した取り組みができるものと期待できる。さらに、各地域の地区センターなど当該団体のもつ地域ネットワークを有効に活用できることから他の事業者へ委託する場合に比べて高い事業効果が見込まれるため、上記契約の相手方と特名随意契約を締結しようとするものです。

7. 問合わせ先

課名：青少年課 内線：2228

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 子青委ー8
- 2 案件名 宝塚市放課後子ども教室推進事業
- 3 案件場所 宝塚市仁川宮西町外地内
- 4 契約期間 令和3年(2021年)4月1日～令和4年(2022年)3月31日
- 5 契約相手方  
住 所：宝塚市仁川宮西町 1-25  
団体名：仁川小 放課後遊ぼう会
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2 第1項2号該当  
宝塚市契約規則 第20条第2項第4号該当  
  
(指定理由)  
市の事業として放課後や週末等に小学校等の施設を利用し、地域の大人の参画と協働により、子どもの安全・安心な居場所を確保し、遊びや文化活動、スポーツなどの様々な体験活動や学習機会の提供を実施している。当該事業においては、契約相手方に運営を委任しており、この案件における責任の所在は市にあるものである。  
当該事業を委託しようとしている団体は、本市の放課後子ども推進事業を中心的に担っている市民活動団体である。当該団体に委託することで、地域のニーズや課題に即した事業効果が期待できるとともに、市民参加条例第3条に則り、市民と行政の協働により個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を目指す基本理念に沿うものであり、その事業の目的から競争入札に適しないことから、上記団体を契約の相手方とするものである。
- 7 問合せ先 課名： 青少年課 内線：2228

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 子青委-12
- 2 案件名 宝塚市放課後子ども教室推進事業
- 3 案件場所 宝塚市未成町外地内
- 4 契約期間 令和3年(2021年)4月1日～令和4年(2022年)3月31日
- 5 契約相手方  
住 所：宝塚市未成町1-1  
団体名：未成小 放課後遊ぼう会
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2 第1項2号該当  
宝塚市契約規則 第20条第2項第4号該当  
  
(指定理由)  
市の事業として放課後や週末等に小学校等の施設を利用し、地域の大人の参画と協働により、子どもの安全・安心な居場所を確保し、遊びや文化活動、スポーツなどの様々な体験活動や学習機会の提供を実施している。当該事業においては、契約相手方に運営を委任しており、この案件における責任の所在は市にあるものである。  
当該事業を委託しようとしている団体は、本市の放課後子ども推進事業を中心的に担っている市民活動団体である。当該団体に委託することで、地域のニーズや課題に即した事業効果が期待できるとともに、市民参加条例第3条に則り、市民と行政の協働により個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を目指す基本理念に沿うものであり、その事業の目的から競争入札に適しないことから、上記団体を契約の相手方とするものである。
- 7 問合せ先 課名： 青少年課 内線：2228

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 子青委-14
- 2 案件名 宝塚市放課後子ども教室推進事業
- 3 案件場所 宝塚市中山桜台5丁目外地内
- 4 契約期間 令和3年(2021年)4月1日～令和4年(2022年)3月31日
- 5 契約相手方  
住 所：宝塚市中山桜台4丁目25-1  
団体名：中山台子ども広場
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2 第1項2号該当  
宝塚市契約規則 第20条第2項第4号該当  
  
(指定理由)  
市の事業として放課後や週末等に小学校等の施設を利用し、地域の大人の参画と協働により、子どもの安全・安心な居場所を確保し、遊びや文化活動、スポーツなどの様々な体験活動や学習機会の提供を実施している。当該事業においては、契約相手方に運営を委任しており、この案件における責任の所在は市にあるものである。  
当該事業を委託しようとしている団体は、本市の放課後子ども推進事業を中心的に担っている市民活動団体である。当該団体に委託することで、地域のニーズや課題に即した事業効果が期待できるとともに、市民参加条例第3条に則り、市民と行政の協働により個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を目指す基本理念に沿うものであり、その事業の目的から競争入札に適しないことから、上記団体を契約の相手方とするものである。
- 7 問合せ先 課名： 青少年課 内線：2228

## 特名随意契約の理由書

- 1 委託番号 ST-2
- 2 委託名 指定喫煙所清掃管理業務委託
- 3 委託場所 JR 宝塚駅舎南及び阪急宝塚駅舎横喫煙所
- 4 契約期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 5 契約相手方  
住所：宝塚市栄町2丁目1番1号  
社名：ソリオ宝塚都市開発株式会社

### 6 指定理由

(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項2号該当  
宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書該当

(指定理由)

当該委託は、宝塚駅前再開発区域内に設置している喫煙所の管理清掃業務を委託するものです。

当該喫煙所は、JR宝塚駅舎南及び阪急宝塚駅北側に位置し、宝塚駅前の各施設と連なった箇所への設置状況となっているため、当該業務の受託者は、個々の諸施設を効率的で利用者の利便性を損ねることなく、一体的に、かつ安全に清掃や保守管理等の業務を総括して実施するものでなくてはなりません。

その為、受託者は当該喫煙所のみならず宝塚駅前再開発区域内の諸施設を全て管理している（清掃や保安、保守管理等の業務）当該業者に委託することが適当であると考えます。

### 7 問い合わせ先

課名：生活環境課 内線：2524

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 C 6 - 3  
C 6 - 4
- 2 案件名 宝塚市緑のリサイクル事業（チップ化）業務委託  
宝塚市緑のリサイクル事業（再資源化）業務委託
- 3 案件場所 宝塚市切畑字長尾山19番25外 地内
- 4 契約期間 契約 ～ 令和13年（2031年）3月31日
- 5 契約相手方  
住所：兵庫県宝塚市高司5丁目1番64号  
社名：泉興業株式会社 宝塚支店

6 指定理由  
(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)

本案件は、植木産地である本市の年間7000トンを超える多量な植木ごみをチップにし資源化する事業であり、受託者が機器を持ち込み実施する全国にもあまり事例を見ない事業である。また、年間を通して多量の植木ごみが搬入され繁忙期には月間1000トン近くの植木ごみを処理しなければならぬ。搬入される植木ごみのほとんどが地場産業である植木事業者のもので廃棄物の処理だけではなく、地場産業の下支えの観点からも中断すること無く、安定した運営が求められるものである。

本案件の最も重要な機器である植木の破碎機は、近年価格が高騰するとともに納期が1年近くかかることとなっており、新規参入には1年以上の準備期間が必要な状況となっている。一方、現契約事業者においても破碎機の老朽化から更新時期を向けており、1年以上の延期は破碎機の更新無しでは困難な状況である。

このような状況のなかで、本事業を中断することなく、令和3年4月から安定的に実施できるのは、現に機器を保有し、一時多量の植木ごみをチップ化する処理技術と運営ノウハウや故障時の対応ノウハウを有し、かつ安定的チップを資源化する販売先を確保するとともに市民や農家への配布等で多量のチップを滞留させること無く処分するノウハウも有している前回唯一の契約意思を示した上記業者1社しかありません。このため上記業者と随意契約を行うものです。

7. 問い合わせ先

課名： 管理課

内線： 8288

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 C 2 - 3 2
- 2 案 件 名 計量システム保守点検業務委託
- 3 案件場所 宝塚市小浜 1 丁目外 地内
- 4 契約期間 令和 3 年(2021 年)4 月 1 日 ～ 令和 8 年(2026 年)3 月 3 1 日
- 5 契約相手方  
住所： 尼崎市南初島町 1 2 番 6 号  
社名： 株式会社 アセック
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第 1 6 7 条の 2 第 1 項  2  号該当  
宝塚市契約規則 第 2 0 条ただし書該当  
  
(指定理由)  
計量システムの保守管理には、システム構成を熟知し、緊急な障害についても、日常の業務に支障のないよう早急な修理が必要であり、短期間で迅速、確実に修理を完了させるには、システムのソフト製作会社である上記業者しかいないため。
7. 問合わせ先  
課名： クリーンセンター管理課 内線： 8 2 8 8

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 C 2 - 4 2
- 2 案件名 ペットボトル減容機等保守点検業務委託
- 3 案件場所 宝塚市小浜 1 丁目 地内
- 4 契約期間 令和 3 年 ( 2 0 2 1 年 ) 4 月 1 日から  
令和 6 年 ( 2 0 2 4 年 ) 3 月 3 1 日まで
- 5 契約相手方  
住所： 大阪府八尾市太田新町 6 丁目 2 6 番地  
社名： 三広工業株式会社

### 6 指定理由 (根拠)

地方自治法施行令 第 1 6 7 条の 2 第 1 項 第 2 号該当

宝塚市契約規則 第 2 0 条第 1 項 ただし書 該当

### (指定理由)

当センター内のペットボトル減容機システムは、プラント設備の 1 つとして設置された特殊な設備であり、本設備の保守点検業務を行うことができるのは製造元である上記業者しかいないため。

### 7. 問合わせ先

課名：管理課

内線：87-4844

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 R 3 - 3
- 2 案件名 就職氷河期世代リモート型就労支援業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町外 地内
- 4 契約期間 契約の日 ～  
令和 4 年 (2022 年) 3 月 31 日
- 5 契約相手方 株式会社 C o m p a s s  
兵庫県神戸市中央区雲井通 5 丁目 3 - 1 サンパル 6 階
- 6 指定理由 (根拠)  
地方自治法施行令 第 1 6 7 条の 2 第 1 項 2 号該当  
宝塚市契約規則 第 2 0 条第 1 項 ただし書 該当

(指定理由)

本事業は、就職氷河期世代等の不安定な仕事に就いている、または無業の状態にある方やキャリアアップを望む方に対し SNS 及び AI の技術に加えて、キャリアコンサルタントの専門知識を活用し、オンライン上で相談・支援体制を構築し、就労支援を行う事業で、専門的かつ高度な技術が求められる。令和 2 年度に同一内容の事業を実施し、受託事業者の選定にあたっては、本業務の性質が競争入札に適さないため、公募型プロポーザル方式により事業受託者を選定した。

令和 3 年度においても本事業を実施するにあたり、システムの運用及びキャリアコンサルティングで収集した個人情報の取扱等、前業務に引き続き実施する一体の関係にある設計とすることから、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により、特名随意契約を行うものである。

7. 問い合わせ先 課名：商工勤労課 内線：2 4 0 8

## 特名随意契約の理由書

- 1 委託番号 消セ委 ー 1
- 2 委託名 消費生活法律相談業務委託
- 3 委託場所 宝塚市売布2丁目地内
- 4 契約期間 令和3年(2021年)4月1日～令和4年(2022年)3月31日
- 5 契約相手方 住所： 神戸市中央区橘通1丁目4番3号  
氏名： 兵庫県弁護士会

### 6 指定理由

(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項2号該当

宝塚市契約規則 第20条第2項第4号該当

(指定理由)

弁護士法第32条に基づき、地方裁判所管轄地域を基本に設立されており、県下の唯一の機関であることから、他に高度な法律専門知識を有する団体がな  
いため、特名随意契約を締結します。

### 7. 問い合わせ先

課名： 宝塚市消費生活センター 電話： 0797-81-4185

## 特名随意契約の理由書

- 1 委託番号 消セ委 ー 2
- 2 委託名 特定計量器定期検査業務委託
- 3 委託場所 宝塚市市内一円 地内
- 4 契約期間 令和3年（2021年）4月1日～令和3年（2021年）5月31日
- 5 契約相手方 住所： 神戸市中央区下山手通6丁目3番28号  
（兵庫県中央労働センター内）  
氏名： 一般社団法人 兵庫県計量協会

### 6 指定理由 （根拠）

地方自治法施行令 第167条の2第1項2号該当

宝塚市契約規則 第20条第2項第4号該当

### （指定理由）

特定計量器の定期検査は、計量法第26条により申請のあった者に対して当市が指定定期検査機関を定めて、計量法第20条第1項で定める「指定定期検査機関」に検査業務を行わせることができると規定されている。

市が指定した機関は唯一申請のあった上記相手方のみであるため特名随意契約にて締結するものです。

### 7. 問合わせ先

課名： 宝塚市消費生活センター 電話： 0797-81-4185

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 T 3 4 - 6
- 2 案件名 宝塚市農地等情報総合ネットワーク管理システム  
保守業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町地内
- 4 契約期間 令和 3 年（2021 年）4 月 1 日～令和 4 年（2022 年）3 月 3 1 日
- 5 契約相手方  
住所： 兵庫県神戸市中央区栄町通 6 丁目 1 番 2 1 号  
社名： 朝日航洋株式会社 神戸支店

### 6 指定理由 (根拠)

地方自治法施行令 第 1 6 7 条の 2 第 1 項 2 号該当

宝塚市契約規則 第 2 0 条第 1 項ただし書該当

#### (指定理由)

農地等情報総合ネットワークシステムは、本市が有する地番図及び航空写真、土地台帳情報と連動が可能なシステムであり、本契約に先立ち平成 25 年度から平成 29 年度の 5 年間（機器リース契約を含む。）は長期継続契約を締結、機器リース契約が平成 29 年度末をもって満了したことから、平成 30 年度からはソフトウェアのみの保守を継続契約した。

本システムの運用には、地番現況図データと航空写真データをリンクさせる必要があり、他業者が運用するためには、地番図データの変換費用が新たに必要となることから、契約相手方と引き続き特名随意契約を締結するものである。

### 7. 問合わせ先

課名：農業委員会

内線：2 4 2 6

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 T 3 4 - 7
- 2 案件名 農会長事務委託
- 3 案件場所 宝塚市市内一円 地内
- 4 契約期間 令和 3 年 (2021 年) 4 月 1 日～令和 4 年 (2021 年) 3 月 31 日

5 契約相手方

住所： 宝塚市東洋町 1 番 1 号  
社名： 宝塚市農会連合会

6 指定理由

(根拠)

地方自治法施行令 第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号該当

宝塚市契約規則 第 2 0 条第 1 項ただし書該当

(指定理由)

市が行う農業施策推進のため、その事業内容について速やかに、かつ的確に農家に対して普及、浸透を図るとともに、各種農業施策に関する地域の連絡・調整等の業務の実施を委託する。

宝塚市農会連合会は市内各集落の農会長で構成された団体であり、上記業務の円滑な推進を行える唯一の団体である。

7. 問合わせ先

課名：農政課

内線： 2 4 1 4

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 K-3
- 2 案件名称 外国人市民母国語等学習支援事業委託
- 3 案件場所 宝塚市中野町 地内ほか
- 4 履行期間 令和3年(2021年)4月1日から令和4年(2022年)3月31日まで
- 5 契約相手方 住所：宝塚市南口2丁目14番1-3号  
名称：特定非営利活動法人宝塚市国際交流協会
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当  
宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書該当  
  
(指定理由)  
当該事業については、平成22年7月に発生した市立中学校生徒宅火災事案を受けて、中学生がブラジル国籍であったことから、ブラジル国籍等の小・中学生を対象とした母語(ポルトガル語)教室と保護者を含む成人外国人市民を対象とした日本語教室を実施するものである。  
こうした業務を推進していくには、本市における国際交流、外国人市民への対応の全般を熟知し、国際交流事業や外国人市民への支援業務等の実施経験が豊富である必要がある。  
当該協会は、市民による任意団体として昭和63年に設立されて以来、本市の国際化のため国内外において積極的に活動を続けており、平成17年4月にはNPO法人格を取得した市民団体である。外国語に堪能及び海外の文化に造詣の深い会員が多く、人材も豊富であり、また、外国人市民団体とのつながりも深い。  
また、平成20年度からは宝塚市立国際・文化センターの指定管理者に指定され、本市の国際交流、外国人支援の拠点施設の管理運営を行っており、現在に至っている。  
さらに、平成22年度から24年度までの3年間、当該事業の前身となる県の「外国人県民緊急日本語等学習支援事業」を受託し、実施してきたことから、事業の継続性や支援内容の安定性確保の観点からも委託先として理想的であり、発展的な事業展開も望める。  
こうした経緯から、当該業務については、同協会に委託することが最も適切であると考えます。
- 7 問合わせ先 課名：文化政策課 内線：2667

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 T 3 3 - 5 5
- 2 案件名 手塚治虫記念館空調機器保守点検業務委託
- 3 案件場所 宝塚市武庫川町地内
- 4 契約期間 令和 3 年（2021 年）4 月 1 日 ～ 令和 4 年（2022 年）3 月 3 1 日
- 5 契約相手方  
住所：大阪市北区中崎西 2 丁目 4 番 1 2 号  
社名：ダイキン工業株式会社
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号 該当  
宝塚市契約規則 第 2 0 条第 1 項ただし書 該当  
  
(指定理由)  
当該業務は、手塚治虫記念館の空調機器の安全かつ衛生的で快適な環境を確保するため、空調機器に係るオンライン 24 時間監視（異常監視装置・状態監視装置）、機能の維持のため必要な点検、調整、整備及び清掃がその主たる業務である。  
これらの監視装置は前記業者の製造によるものであり、他の業者が行うと責任の所在が曖昧になるため、当該業務を受託できるのは前記の業者をおいてほかに無い。
- 7 問い合わせ先  
課名：手塚治虫記念館 内線：8250

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 T 33-54
- 2 案件名 手塚治虫記念館企画展業務委託
- 3 案件場所 宝塚市武庫川町地内
- 4 契約期間 令和3年(2021年)4月1日～令和4年(2022年)3月31日
- 5 契約相手方  
住所： 東京都新宿区高田馬場4丁目3番11号  
社名： 株式会社手塚プロダクション
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号該当  
  
宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書 該当  
  
(指定理由)  
この業務は、企画展の企画構成・資料収集、解説文執筆、展示物制作及びこれらを搬入・展示することである。企画展は幅広い視点からテーマを設定して開催するが、その大半が手塚治虫氏とその作品をテーマにしたものである。前記の業者はこれらの一切を、手塚作品の著作権者として監修すべき立場にあり、さらに、手塚治虫記念館の存在意義や企画展の目的及び趣旨を熟知している。したがって、本件業務を受託できるのは前記の業者をおいてほかに無い。
- 7 問合わせ先  
課名：手塚治虫記念館 電話：0797-81-2970

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 消-20
- 2 案件名 宝塚市消防本部トイレ防臭器具賃貸借
- 3 案件場所 宝塚市伊子志3丁目外地内
- 4 契約期間 令和3年(2021年)4月1日から  
令和8年(2026年)3月31日まで
- 5 契約相手方 住所：東京都千代田区九段南1丁目5番10号  
社名：日本カルミック株式会社
- 6 指定理由 (根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号該当  
  
宝塚市契約規則 第20条第 1項ただし書該当  
  
(指定理由)  
溶出及び滴下方式により二次洗浄水に薬剤を混合し、流れ、悪臭、つまりを除去及び阻止することができる水洗便所用薬剤供給装置のサニタイザーMK7については、消防本部が管理する庁舎すべてのトイレに設置しており、日本カルミック株式会社の特許取得製品であるため同社と随意契約を締結するもの。
7. 問合わせ先 課名：消防本部総務課 内線：71-2104



特名随意契約の理由書#

#

#

1\$ 案件番号\$ \$ \$ 消一18#

#

#

2\$ 案件名\$ \$ \$ \$ 発信地検索サービス利用契約#

#

#

3\$ 案件場所\$ \$ \$ 宝塚市伊子志3丁目地内#

#

#

4\$ 契約期間\$ \$ \$ 令和3年(2021年)4月\$1日\$ ~#

\$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ 令和4年(2022年)3月31日#

#

#

5\$ 契約相手方#

\$ \$ # \$ \$ \$ 住所:兵庫県神戸市中央区海岸通11番\$ #

\$ \$ # \$ \$ \$ 社名:西日本電信電話株式会社\$ 兵庫支店\$ #

#

6\$ 指定理由#

(根拠) #

\$ \$ \$ \$ \$ 地方自治法施行令# \$ 第167条の2第1項第\$ 2\$ 号該当#

#

\$ \$ \$ \$ \$ 宝塚市契約規則\$ \$ #第20条第\$ 1\$ 項\$ ただし書\$ 該当#

#

\$ \$ \$ \$ \$ # (指定理由) #

\$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ \$ 宝塚市、川西市及び猪名川町が地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の2の2第1項の規定に基づき設置した宝塚市、川西市及び猪名川町消防通信指令事務協議会の、宝塚市・川西市・猪名川町消防指令センターが使用している統合型位置情報通知システムは、NTT固定電話、IP電話及び携帯電話からの119番通報時に、通報者の位置情報等を取得するシステムです。#

NTT固定電話からの119番通報時において、システムに提供される発信地検索サービスのデータについては、上記業者1者のみが保有するデータであるため、上記業者を指定するものです。#

#

#

7. 問合わせ先#

\$ \$ \$ \$ \$ 課名:情報管制課\$ \$ \$ \$ 内線:712040\$ \$ \$ \$ \$ #

#

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 ———
- 2 案件名 消防救急デジタル無線システムネットワーク機器更新委託
- 3 案件場所 宝塚市伊子志3丁目外 地内
- 4 契約期間 令和 3年(2021年) 4月 1日 ~  
令和 4年(2022年) 3月31日
- 5 契約相手方  
住所： 神戸市中央区東町126番地  
社名： 日本電気株式会社神戸支社

6 指定理由  
(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)

消防救急デジタル無線システム(以下、「無線システム」という。)は、他の通信環境の影響を受けることなく、消防機関が個別で伝達できる消防通信網で、消防活動になくてはならない設備であり、本契約にて更新するネットワーク機器は、無線システムの機能を集約しています。

本機器が、機能障害または機能停止に至った場合は無線システム全体が使用不能となる可能性があります。

本市が保有する無線システムは、全て日本電気株式会社製で、ネットワーク機器更新に伴い、ネットワーク構成各機器及びその他の無線システム構成各機器の設定調整等が必要となるため、これらの作業を安全、かつ、確実に行えるのは、製造会社である日本電気株式会社のみです。

よって、上記業者と契約するものです。

7. 問い合わせ先

課名： 消防本部 情報管制課

内線： 2857

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号            —
- 2 案件名                消防救急デジタル無線システム共通インタフェース構築委託
- 3 案件場所            宝塚市伊子志3丁目外 地内
- 4 契約期間            令和 3年(2021年) 4月 1日 ~  
                          令和 4年(2022年) 3月31日
- 5 契約相手方  
    住所： 神戸市中央区東町126番地  
    社名： 日本電気株式会社 神戸支社

6 指定理由  
(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)

消防救急デジタル無線システム(以下、「無線システム」という。)は、他の通信環境の影響を受けることなく、消防機関が個別で伝達できる消防通信網で、消防活動になくてはならない設備です。また、高機能消防指令システム(以下、「指令システム」という。)と相互接続し、無線システム及び指令システムから同時に出動指令を出すことで、隊員に情報を確実に伝えています。

指令システムの老朽化による更新に伴い、相互接続している既設無線システムに共通インタフェースの構築が新たに必要となります。

本市が保有する無線システムは、全て日本電気株式会社製で、共通インタフェース構築に伴い構成各機器及びその他の無線システム構成各機器の設定調整等が必要であり、これらの作業を安全、かつ、確実にできるのは製造会社である日本電気株式会社のみです。

よって、上記業者と契約するものです。

7. 問合わせ先

課名： 消防本部 情報管制課

内線： 2857

## 特名随意契約理由書

- 1 案件番号 教管委－511
- 2 案件名 学校給食栄養管理システム保守業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 地内
- 4 契約期間 令和3年（2021年）4月1日～令和4年（2022年）3月31日まで
- 5 契約の相手方  
（株）コーエーコンピューターシステム  
香川県坂出市旭町1丁目1-27  
代表取締役 尾松 賞昭
- 6 特名随意契約理由  
（根拠） 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号  
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当  
  
（指定理由） 当該業務委託は、現在本市が使用している学校給食栄養管理システムの保守業務です。当該システムは上記相手方のパッケージシステムであり、そのシステムの保守については、上記相手方しか作業することができないため、現在の栄養管理システムを構築した当該事業者と特名随意契約を締結します。
- 7 担当部署 教育委員会事務局 管理部 学校給食課

## 特名随意契約理由書

- 1 案件番号 教管委－510
- 2 案件名 学校給食費徴収システム等保守業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 地内
- 4 契約期間 令和3年（2021年）4月1日～令和4年（2022年）3月31日まで
- 5 契約の相手方  
富士通 J a p a n （株）  
大阪府大阪市北区梅田3-3-10  
支店長 塚田 武文
- 6 特名随意契約理由  
（根拠） 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号  
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当  
  
（指定理由） 当該業務委託は、現在本市が使用している学校給食費徴収システム等の保守業務です。当該システムは上記相手方のパッケージシステムであり、そのシステムの保守については、上記相手方しか作業することができないため、現在の学校給食費徴収システムを構築した当該事業者と特名随意契約を締結します。
- 7 担当部署 教育委員会事務局 管理部 学校給食課

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 教管委－４１３
- 2 案件名 学校保健管理指導委託
- 3 案件場所 宝塚市小浜４丁目地内
- 4 契約期間 令和３年（２０２１年）４月１日～令和４年（２０２２年）３月３１日
- 5 契約相手方 住所 宝塚市小浜４丁目５番４号  
社名 一般社団法人 宝塚市医師会

6 指定理由  
(根拠)

地方自治法施行令 第１６７条の２第１項第２号該当  
宝塚市契約規則 第２０条第２項第４号

(指定理由)

当該事業を委託しようとしている団体は、幼稚園・小中学校・高校等に校医を派遣し健診事業を実施するほか、児童生徒教師の健康管理に従事しています。また、感染症による学級閉鎖や感染拡大防止のため助言・協議など学校保健事業推進のための中枢機関として活動している団体で、今後についても持続可能な学校保健の管理指導を行っていくことができます。

よって、本団体を契約の相手方として指名するものです。

- 7 問合せ先 学事課 内線番号 ２２０３

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 教管委-137
- 2 案件名 通学バス運行委託
- 3 案件場所 宝塚市西谷地区
- 4 契約期間 令和3年(2021年)4月1日 ～ 令和4年(2022年)3月31日
- 5 契約相手方  
住所： 大阪府豊中市庄内西町5丁目1番24号  
社名： 阪急バス株式会社

### 6 指定理由 (根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書 該当

### (指定理由)

西谷地区内における通学バス運行委託は、昭和30年代の西谷小学校上佐曾利分校と切畑分校の廃校及び本校への統合に伴い、遠距離通学・通園を強いられることになった園児、児童、生徒のために実施されたものである。上記事業者は、長年にわたり当該地域を営業地域としている唯一の路線バス事業者であり、その経験から地理や交通状況にも精通しているため、契約相手方とするものである。

### 7. 問い合わせ先

課名：教育企画課

内線：2174

## 特名随意契約の理由書

1 案件番号

2 案件名 中学校デジタル教科書

3 案件場所 宝塚市立教育総合センター内

4 契約期間 契約日 ～ 令和3年(2021年)5月31日

5 契約相手方

住所： 大阪市淀川区宮原3-4-30

社名： S k y (株)

6 指定理由

(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号 該当

宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書 該当

(指定理由)

今回のデジタル教科書の購入については、学校の負担軽減を考慮しサーバー配信型を採用している。

デジタル教科書の配信に関しては、文部科学省の提供する英語教材配信のために教育研究課が導入する、教育コンテンツ配信サービス「Edumall」のサーバーを利用することで、導入にかかる経費を抑えることができる。

実際のシステム構築や保守管理に関しては、教育研究課の実施した学校へのタブレット導入を行うプロポーザル方式の契約で「Edumall」の導入を提案し落札した上記の業者以外に、発注及び設定作業を依頼することができないため、同者を契約相手方として指定する。

7. 問合わせ先

課名：教育企画課

内線：2175

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 教管委－138
- 2 案件名 養護学校スクールバス運行管理業務委託（臨時）
- 3 案件場所 宝塚市立 養護学校
- 4 契約期間 契約日から令和4年（2022年）3月31日まで
- 5 契約相手方  
住所： 三田市中町17番3号  
社名： 三田観光バス株式会社
- 6 指定理由  
（根拠）  
地方自治法施行令 第167条の2第1項第8号該当  
宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書 該当

### （指定理由）

当該案件は市立養護学校に通う児童・生徒の通学時に、新型コロナウイルス感染症拡大の予防としてスクールバス内で密集状態を避けるために増便を行うものである。見積合わせを行った結果、全者において見積辞退もしくは不参加であったため不調となった。

当該案件は新学期より運行を開始する必要があるため再度見積合わせを行う時間の余裕がなく、急を要するものである。また、市立養護学校の保有車両に限りがあることから、業者の車両持込によって業務を遂行することが条件となる。よって地方自治法施行令第167条の2第1項第5号および第8号により、車両持込で業務遂行が可能である三田観光バス株式会社を指定する。

### 7. 問い合わせ先

課名：教育企画課  
内線：2174

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 教管委－303
- 2 案件名 市立宝塚小学校 除湿暖房設備保守点検調整業務委託 A
- 3 案件場所 宝塚市川面1丁目 地内
- 4 契約期間 契約のあった日から令和4年(2022年)3月31日まで
- 5 契約相手方 住所：大阪府中央区平野町四丁目1番2号  
社名：大阪ガス株式会社 エナジーソリューション事業部 業務部

6 指定理由  
(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書該当

(指定理由)

本業務の点検対象である GHP (ガスヒートポンプ) 空調設備は、複数のメーカー製の機器で構成されており、各機種に対応可能な事業者であることが必要です。加えて、これらの機器は、ガスエンジンや配管等、ガス設備機器としての性質を有しており、空調機器の構造に加え、ガス機器に対する特殊な知識、経験等、総合的な技能が必要となります。

現在のところ、他のガス事業者が GHP 機器の保守・検査業務等のメンテナンス事業を手掛けていないことに加え、既存設備の遠隔監視により効率的なメンテナンスを実施できるのは大阪ガス株式会社のみであるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、大阪ガス株式会社と随意契約を行います。

7 問合わせ先

課名： 施設課

内線： 2187

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 教管委－304
- 2 案件名 市立宝塚第一小学校外 除湿暖房設備保守点検調整業務委託 B
- 3 案件場所 宝塚市野上1丁目外 地内
- 4 契約期間 契約のあった日から令和4年(2022年)3月31日まで
- 5 契約相手方 住所：神戸市中央区東川崎町 1-8-2  
社名：大阪ガス株式会社 エネルギー事業部 都市エネルギー第2営業部
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項2号該当  
  
宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書該当  
  
(指定理由)  
本業務の点検対象である GHP (ガスヒートポンプ) 空調設備は、複数のメーカー製の機器で構成されており、各機種に対応可能な事業者であることが必要です。加えて、これらの機器は、ガスエンジンや配管等、ガス設備機器としての性質を有しており、空調機器の構造に加え、ガス機器に対する特殊な知識、経験等、総合的な技能が必要となります。  
大阪ガス株式会社は、上記要件を満たしていることに加え、本業務の点検対象である GHP (ガスヒートポンプ) 空調設備の機器導入事業者であるため、対象機器の情報を保有管理しており、本業務にこれらの蓄積データを活用できるほか、機器に整備された遠隔監視システムの活用により、他の事業者と比較し安価かつ効率的に事業を実施できるのは大阪ガス株式会社のみであるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、大阪ガス株式会社と随意契約を行います。
- 7 問合わせ先  
課名： 施設課 内線： 2187

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 教管委－305
- 2 案件名 市立宝塚第一小学校外 業務用空調機器定期点検業務委託
- 3 案件場所 宝塚市野上1丁目外 地内
- 4 契約期間 契約のあった日から令和4年(2022年)3月31日まで
- 5 契約相手方 住所：大阪府中央区平野町四丁目1番2号  
社名：大阪ガス株式会社 エナジーソリューション事業部 業務部

6 指定理由  
(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書該当

(指定理由)

業務用空調機器のフロン点検については、フロン排出抑制法により「フロン類の性状及び取扱いの方法並びにエアコンディショナー、冷凍冷蔵機器の構造並びに運転方法について十分な知見を有する者」が行うこととされています。

大阪ガス株式会社は、上記要件を満たしていることに加え、本業務の点検対象であるGHP（ガスヒートポンプ）空調設備の機器導入事業者であるため、対象機器の情報を保有管理しており、本業務で作成する点検整備記録簿に記録すべき事項に、これらの蓄積データを活用できるため、他の事業者と比較し安価かつ効率的に事業を実施できることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、大阪ガス株式会社と随意契約を行います。

7 問合わせ先

課名： 施設課

内線： 2187

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 教管賃－23
- 2 案件名 市立宝塚小学校 仮設校舎賃貸借
- 3 案件場所 宝塚市 川面1丁目 地内
- 4 契約期間 令和3年(2021年)4月1日から令和4年(2022年)3月31日まで
- 5 契約相手方 住所：芦屋市浜町2番13号  
社名：大和金属工業 株式会社

6 指定理由  
(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書該当

(指定理由)

本契約の対象である仮設校舎については、児童増による教室不足を理由として、平成19年(2007年)3月2日付で賃貸借契約を大和金属工業株式会社と締結し、以後継続使用してきた経緯があります。

本校の教室不足はいまだ解消しておらず、仮設校舎が不要となる時期の目途が立っていません。以上の理由により、現在の仮設校舎を引き続き使用するため、上記事業者と再度契約を行います。

7 問い合わせ先

課名： 施設課

内線： 2187

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 学教委―3
- 2 案件名 人権・同和教育振興委託
- 3 案件場所 宝塚市内一円地内
- 4 契約期間 令和3年(2021年)4月1日～令和4年(2022年)3月31日
- 5 契約相手方  
住所： 宝塚市東洋町1番1号  
名称： 宝塚市人権・同和教育協議会

6 指定理由  
(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項2号該当  
宝塚市契約規則 第20条第2項第4号該当

(指定理由)

当該事業は宝塚市における人権・同和教育の推進と啓発の推進をめざすものである。そのために、当案件における責任の所在は当該事業をつかさどる市にあるものとして、昭和48年6月に部落差別の完全解消と同和問題の正しい理解の普及・高揚への取り組みを図るために発足した宝塚市人権・同和教育協議会に当該事業を委託しようとするものである。

また、当該事業を委託しようとしている同協議会は、人権教育の推進と啓発活動を通して人権文化都市の創造を図ることをめざし、市内の各種団体、機関及び個人をもって成る組織である。今日まで人権教育、啓発に係る調査研究・実践、研究会・市民集会等の開催など、市民の各層に人権尊重の理念を正しく浸透させるための人権教育及び啓発に取り組んできており、本市と連携協働しながら、これまでの取り組みから培った知識と経験を活かした人権・同和教育の継続的な啓発と推進が可能であり、本事業を推進するにふさわしい団体である。

よって、その事業の目的から同協議会以外に適した団体は存在せず、同協議会と契約を行うものである。

7 問合わせ

課名：学校教育課 内線：2238

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 学教貸-2
- 2 案件名 学校図書館用 TOOLi-S ライセンス使用契約
- 3 案件場所 宝塚市小浜 1 丁目地内
- 4 契約期間 令和 3 年(2021 年)4 月 1 日 ~  
令和 4 年(2022 年)3 月 31 日
- 5 契約相手方 住所： 吹田市広芝町 18 番 24 号  
社名： 株式会社図書館流通センター
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第 167 条の 2 第 1 項第 2 号該当  
  
宝塚市契約規則 第 20 条第 1 項ただし書該当  
  
(指定理由)  
市立学校図書館では、株式会社図書館流通センターが開発した図書データ (TOOLi-S) を使用することで、図書の検索及び貸出返却作業の簡略化を図っている。これを引き続き使用するため、開発元である同社を随意契約の相手方とする。
- 7 問合わせ先 学校教育課 (内線：2195)

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 学教委-2
- 2 案件名 中学校部活動外部指導者活用事業委託
- 3 案件場所 宝塚市内各中学校 地内
- 4 契約期間 令和3年(2021年)4月1日~令和4年(2022年)3月31日
- 5 契約相手方  
住 所 宝塚市高司2丁目3番1号  
社 名 宝塚市部活動推進委員会

### 6 指定理由

(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当

宝塚市契約規則 第20条第2項第4号該当

(指定理由)

宝塚市においては、専門的指導者のいない運動・文化部に外部指導者を配置し、生徒の心身の健全な発育・発達及び部活動の充実と活性化を図っています。そのため、市立中学校校長を構成委員とし、部活動の円滑な推進を目的として設置した宝塚市部活動推進委員会に当該事業を委託しようとするものです。当該事業を委託しようとしている団体は、これまでも各中学校の部活動の課題について十分把握し、中学校の部活動の推進に取り組んできており、今後においても同様の活動が期待されます。よって、本団体を契約の相手方と指名するものです。

なお、当該委託案件における責任の所在は市にあるものとします。

- 7 問い合わせ先 学校教育課 (内線2195)

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 教研委－1
- 2 案件名 令和3年度教育用コンピュータシステム運用保守業務委託
- 3 案件場所 宝塚市小浜1丁目 外地内
- 4 契約期間 令和3年(2021年) 4月 1日 ～  
令和4年(2022年) 3月31日
- 5 契約相手方  
住所： 大阪市淀川区宮原3丁目4番30号 ニッセイ新大阪ビル20F  
社名： Sky 株式会社
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号 該当  
  
宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書 該当  
  
(指定理由)  
本保守業務の対象となる各種機器(パソコン及びネットワーク機器等)は、教育現場の業務遂行に必須のものとなっており、常に安定した運用が必要となります。  
当該機器を、常に正確かつ安全に運用できる事業者は、当該機器の仕様、動作環境に精通し、教育現場のネットワーク構築を実施した事業者である上記契約相手方の他にありません。  
以上の理由により、上記契約相手方と特名による業務委託契約の締結を行います。
7. 問い合わせ先  
課名：教育研究課 直通：0797-84-0946

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 教社委－6
- 2 案件名 令和3年度宝塚市学校支援地域本部事業業務委託
- 3 案件場所 宝塚市 市内一円 地内
- 4 契約期間 令和3年（2021年）4月1日～令和4年（2022年）3月31日
- 5 契約相手方  
住所：宝塚市東洋町1番1号  
社名：宝塚市学校支援地域本部事業実行委員会
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号 該当  
  
宝塚市契約規則 第20条第2項第4号 該当  
  
(指定理由)  
宝塚市においては、学校・家庭・地域が一体となって「地域ぐるみで子どもを育てる」体制づくりを進めている。その推進にあたって、市は平成20年度より地域全体で学校教育を支援することを通して、地域と学校との連携体制の構築を図ることを目的として、契約相手方にその事業を委任しており、この案件における責任の所在は市にある。  
当該事業を委託しようとしている団体は、学校支援ボランティア活動に関係する、社会教育委員、PTA代表、ボランティア、学校長等が構成員であり、学校を地域が支援することについて、それぞれ豊かな知識や実践経験があり、本事業を推進するにふさわしい団体である。
- 7 問合わせ先  
課名：社会教育課 内線：2222

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 教社委－16
- 2 案件名 宝塚自然の家除草等維持管理業務委託
- 3 案件場所 宝塚市大原野字松尾1 地内
- 4 契約期間 令和3年(2021年) 4月1日～  
令和4年(2022年) 3月31日
- 5 契約相手方  
社名：一般財団法人 西谷自治振興  
住所：宝塚市大原野字炭屋1番1 西谷ふれあい夢プラザ内

### 6 指定理由 (根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号該当  
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

### (指定理由)

宝塚自然の家については、平成28年度から休所しており、日曜日・祝日に限り、施設の一部を一般開放している。

本施設は市北部にあり、施設の管理については、日常的な維持管理が必要であること、災害時や緊急時などは迅速な対応が可能となることから、西谷地域の組織が受託者となることが望ましい。また、本施設は西谷地域との関わりが深く、本施設の利活用について、西谷地域と協議を重ねており、休所以降の敷地内維持管理作業については、当該施設を熟知している同法人に依頼している。さらに、施設の再開に向けて地元との協力関係を保持する必要がある。

当該業者は、西谷地域で組織された法人であり、西谷地域の整備に関して継続的に活動しており、その実績も高く評価されていることから、当該業者と随意契約を締結する。

### 7 問い合わせ先

課名：社会教育課

内線： 2221

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 中図委一2
- 2 案件名 市立中山台分室窓口等業務委託
- 3 案件場所 宝塚市立中央図書館 宝塚市清荒神1丁目2番18号
- 4 契約期間 令和4年(2022年) 4月1日 から  
令和5年(2023年) 3月31日 まで
- 5 契約相手方  
社名 中山台コミュニティ
- 6 指定理由  
(根拠規定) 地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当  
宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書該当  
(指定理由) 対象施設を包括的に管理している事業者であるため。